

第1部 将来構想

第1章 時代の潮流・茨城のポテンシャルの発現と磨き上げ

第1項 時代の潮流

- ◆ 新興感染症への対応と大規模災害への備え
- ◆ デジタル化の進展による社会変革
- ◆ 世界の社会・経済構造の変化への対応
- ◆ 加速する人口減少や超高齢社会への対応
- ◆ カーボンニュートラルの実現への挑戦
- ◆ 多様な人材の活躍の推進
- ◆ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた意識の浸透
- ◆ 社会の成熟に伴う「幸福」への注目の高まり

第2項 茨城のポテンシャルの更なる発現と磨き上げ

- ◆ 都市的な生活と豊かな自然を活かした茨城らしい暮らしやすさへ
- ◆ 科学技術や産業の集積等を活用し、将来を担う産業の創出へ
- ◆ 全国をリードし、世界へ羽ばたく農林水産業へ
- ◆ 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進
- ◆ 地域資源の再発見・発信強化による魅力あふれる茨城へ

第3章 茨城の将来像

第1項 基本理念

活力があり、県民が日本一幸せな県

人口減少・超高齢社会を迎える中、ポストコロナをしっかりと見据え、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に挑戦します。



第2項 茨城のグランドデザイン（2050年頃）

(1) 茨城の将来像

- ・本県の強みの磨き上げ
- ・競争力の強化と、未来を切り拓く発展
- ・茨城ブランドの確立と、世界における茨城の存在感の高まり

夢・希望に溢れる“人”

- ・グローバル社会で活躍する“茨城そだち”の人財
- ・郷土に愛着と誇りを持ち、住民自治を実践する人財
- ・ダイバーシティ社会の形成

豊かな“暮らし”

- ・地域社会と革新的技術で支える安心安全な暮らし
- ・絆の育みと、持続可能で温かく充実した暮らし

(2) 県土を支える社会資本

道路・鉄道・公共交通機関

- ◆ 広域交流と地域間連携を支えるネットワークの構築
- ◆ 三大都市圏等とのアクセス性向上と、県内への波及

港湾・空港

- ◆ 産業を支え国内外と夢をつなぐ首都圏のニューゲートウェイ
- ◆ 暮らしを支える社会資本の整備・長寿命化

第2章 人口の展望

【人口の推移】 2000年：299万人（頂点）2020年：287万人

【人口見通し※】 2030年：275万人程度 2050年：255万人程度
※若い世代の経済的安定や、企業による働く場の確保などの施策を講じることを踏まえた見直し

第3項 地域づくりの基本方向

- ◆ 基本的な考え方
 - (1) 地域が自主的・主体的に考える地域づくり
 - (2) 各地域の特色を踏まえた地域づくり
 - (3) 最先端技術を積極的に活用した地域づくり
 - (4) 広域交通ネットワークを活用した交流の盛んな地域づくり

- ◆ 地域区分
地域の特性や課題を共有し、一体的な地域づくりを効果的に推進する観点から、県内を5つの地域（県北、県央、鹿行、県南、県西）に区分



- ◆ 地域区分毎の基本方向
地域区分毎に、人口や産業の構造など地域の概況を表す定量データと、現状と課題、2050年頃を展望した目指す将来像を示します。

第2部 計画推進の基本方針

第3部 基本計画

第4部 「挑戦する県庁」への変革

- ★新型コロナウイルス感染症や自然災害など未曾有の危機への先手の対応
- ◆ 県民幸福度No.1の実現
- ◆ 県民とともに挑戦する「新しい茨城」づくり
- ◆ 未来を展望した政策展開
- ◆ 戦略的な行財政運営
- ◆ 目標実現に向けた政策の効果検証・改善の徹底

第1章 基本的な考え方

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、5つの視点で4つの「チャレンジ」を推進します。

【NEXT チャレンジ】

- 新型コロナウイルス感染症対策の強化
- 「新しい豊かさ」へのチャレンジ
- 「新しい安心安全」へのチャレンジ
- 「新しい人財育成」へのチャレンジ
- 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

【5つの視点】

- ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応
- 挑戦できる環境づくり
- 高付加価値体質への転換
- 世界から選ばれる茨城
- 誰一人取り残さない社会づくり

第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり

4年間に挑戦する政策・施策・取組等を総合的かつ体系的に示します。

「新しい豊かさ」へのチャレンジ

- ◆ 質の高い雇用の創出
- ◆ 新産業育成と中小企業等の成長
- ◆ 強い農林水産業
- ◆ ビジット茨城 ～新観光創生～
- ◆ 自然環境の保全・再生

「新しい安心安全」へのチャレンジ

- ◆ 県民の命を守る地域保健・医療・福祉
- ◆ 健康長寿日本一
- ◆ 障害のある人も暮らしやすい社会
- ◆ 安心して暮らせる社会
- ◆ 災害・危機に強い県づくり

「新しい人財育成」へのチャレンジ

- ◆ 次世代を担う「人財」
- ◆ 魅力ある教育環境
- ◆ 日本一、子どもを産み育てやすい県
- ◆ 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城
- ◆ 自分らしく輝ける社会

「新しい夢・希望」へのチャレンジ

- ◆ 魅力発信No.1プロジェクト
- ◆ 世界に飛躍する茨城へ
- ◆ 若者を惹きつけるまちづくり
- ◆ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ◆ 活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

「いばらき幸福度指標（仮称）」の導入

「いばらき幸福度指標（仮称）の考え方」

- 県では、県民一人ひとりが未来に希望を持つことができ、自身のなりたい自分像に向かって一歩でも二歩でも近づいていけるよう、挑戦が続けられることが幸せな状態であると考えます。
- そのような環境の整備・充実状況について、県民生活と関係が深く、個人の幸福と相関があると考えられる政府統計データ等38指標により、定量的に把握することにしました。
【指標の例】
雇用者報酬（県民1人あたり）、医師数、健康寿命、待機児童率、子どものチャレンジ率、起業率 等
- 「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた進捗を確認するため、毎年度、指標を都道府県間で比較可能な数値に変換し全国順位を算出のうえ公表します。

将来構想に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けたすべての施策展開を支える基盤として、今後の4年における行財政運営の主な取組等を示すものです。

第1章 基本的な考え方

- 1 行財政運営の現状 ・職員数の状況 ・財政状況
- 2 変革の必要性
- 3 基本方針と取組の柱 ・基本方針と基本姿勢 ・取組の柱

第2章 「挑戦する県庁」に向けた取組

各取組毎に実施する政策・施策・主な推進方策等を示します。

基本方針	未来に希望の持てる新しい茨城づくりに向け「挑戦する県庁」への変革
基本姿勢	県民本位▶ 「県民のためになっているか」を常に考え、政策を実行します。 積極果敢▶ 横並び意識を打破し、失敗を恐れず積極果敢に挑戦します。 選択と集中▶ 目的を見据えて選択と集中を徹底し、経営資源を最大限効果的に活用します。
取組の柱	取組Ⅰ 挑戦できる体制づくり <ol style="list-style-type: none"> 1 「人財」育成と実行力のある組織づくり 2 スマート自治体の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 3 働き方改革の推進 4 多様な主体と連携した県政運営 取組Ⅱ 未来志向の財政運営 <ol style="list-style-type: none"> 1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立 2 出資団体改革の推進

「いばらき幸福度指標」案について

〇いばらき幸福度指標案一覧

チャレンジ	キーワード	指標名	指標が示すもの	指標の根拠となる統計			
				統計名	更新頻度	根拠となる調査項目・算出方法等	
新しい豊かさ 含まれる政策：質の高い雇用の創出、新産業育成と中小企業等の成長、強い農林水産業、ジジット茨城～新観光創生～、自然環境の保全と再生							
1	雇用	雇業者報酬（雇業者1人当たり）	雇用されている方の賃金の高さ	内閣府「県民経済計算」	毎年	県民雇業者報酬÷県民雇業者数	
2		正規雇用率	正規に雇用されている方の多さ	総務省「就業構造基本調査」	5年毎	会社などの役員を除く雇業者のうち正規雇業者の割合	
3	産業振興	県民所得（県民1人当たり）	県全体の稼ぎの大きさ	内閣府「県民経済計算」	毎年	(県民雇業者報酬+財産所得(非企業部門)+企業所得)÷総人口	
4		工場立地件数	質の高い雇用の充実状況	経済産業省「工場立地動向調査」	毎年	工場又は研究所を建設するために、本県に1,000㎡以上の用地を取得又は借地した社の数	
5		労働生産性（1時間当たり）	産業の競争力の高さ	内閣府「県民経済計算」 総務省「労働力調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」	毎年	県内総生産÷総労働時間（毎月勤労統計調査の総実労働時間×12か月×労働力調査の就業者数）	
6	農林水産業	農林水産業の付加価値創出額（県民1人当たり）	儲かる農林水産業の実現状況	内閣府「県民経済計算」 総務省「人口推計」	毎年	農林水産業総生産額（名目）÷総人口	
7	観光振興	外国人宿泊者数（県民千人当たり）	インバウンドの推進状況	観光庁「宿泊旅行統計調査」 総務省「人口推計」	毎年	外国人延べ宿泊者数(人泊)/総人口*1000	
8		国内旅行者数	魅力ある地域資源の充実状況	観光庁「旅行・観光消費動向調査」	毎年	観光・レクリエーション目的で本県を訪れた日本人観光客数	
9	環境保全	CO2排出量（県民1人当たり）	カーボンニュートラルの推進状況	環境省「自治体排出量カルテ」 総務省「人口推計」	毎年	全部門(産業・家庭・運輸・一般廃棄物)合計CO2排出量÷総人口	
10		一般廃棄物リサイクル率	持続可能な循環型社会の実現状況	環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」	毎年	総資源化量÷(ごみ総処理量+集団回収量)×100	
新しい安心安全 含まれる政策：県民の命を守る地域保健・医療・福祉、健康長寿日本一、障害のある人も暮らしやすい社会、安心して暮らせる社会、災害・危機に強い県づくり							
1	医療・介護・看護	医師数（県民10万人当たり）	地域医療・福祉を支える人材の充実状況	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」	2年毎	人口10万人あたりの医師数	
2		看護師数（県民10万人当たり）		厚生労働省「衛生行政報告例」	2年毎	人口10万人あたりの就業看護師数	
3		介護職員数（県民10万人当たり）		厚生労働省「介護サービス施設、事業所調査」	毎年	人口10万人あたりの介護職員数（常勤換算従事者数）	
4		離職率（介護・看護理由）		ケアラー等介護を行う家族への支援の充実状況	総務省「就業構造基本調査」	5年毎	過去1年間に前職を離職した者のうち、介護・看護のために前職を離職した者の割合
5		自殺者数（県民10万人当たり）		誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現状況	厚生労働省「人口動態調査」	毎年	人口10万人あたりの自殺者数
6	健康長寿	健康寿命	自立した健康的な暮らしの実現状況	厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」	3年毎	心身ともに自立し、健康的に生活できる期間 (男性の健康寿命+女性の健康寿命)÷2	
7	障害者自立支援	障害者雇用率	働く意欲を持つ者が就業できる環境整備と、企業の社会的責任の実施状況	厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」	毎年	民間企業における実雇用率	
8	犯罪防止	刑法犯認知件数（県民千人当たり）	身のまわりの安全（犯罪リスク）の状況	警察庁「犯罪統計」	毎年	警察において発生を認知した事件（刑法犯）の数	
9	防災対策	自主防災組織カバー率	地域コミュニティによる防災力の高さ	消防庁「消防白書」	毎年	自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯割合	
10		自然災害死者・行方不明者数	災害に強い県づくりの実現状況	消防庁「地方防災行政の現況」	毎年	自然災害による人的被害のうち死者・行方不明者の数（3カ年平均）	

チャレンジ	キーワード	指標名	指標が示すもの	指標の根拠となる統計		
				統計名	更新頻度	根拠となる調査項目・算出方法等

新しい人財育成 含まれる政策：次世代を担う「人財」、魅力ある教育環境、日本一、子どもを産み育てやすい県、学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城、自分らしく輝ける社会

1	教育振興		子どもが主体的に挑戦し続ける姿勢	国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」	毎年	「授業では課題の解決に向けて自分で考え自分から取り組んでいたと思う」と考える生徒の割合
2			大学進学する人財の多さ	文部科学省「学校基本調査」	毎年	高等学校(全日制・定時制)卒業者のうち大学等進学者の割合(大学・短期大学(通信教育部含む)、高等学校(専攻科)、専修学校は含まない)
3			児童生徒の基礎学力	国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」	毎年	公立小・中学生に対する教科調査の平均正答数(問)の合計
4			児童生徒がICT活用能力を習得できる教育環境の整備状況	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	毎年	「児童生徒のICT活用を指導する能力」に「できる」「ややできる」と回答した、公立小・中・義務教育学校、高校、特別支援学校及び中等教育学校の教員の割合
5	出産・育児	合計特殊出生率	安心して子どもを産み育てられる環境の整備状況	厚生労働省「人口動態調査」	毎年	15～49歳の女性の年齢別出生率の合計(一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数)
6		待機児童率	就業を希望する養育者が仕事と育児を両立できる環境の整備状況	厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」	毎年	待機児童数÷保育所の申込者数
7	学び・文化・スポーツ・遊び	教養・娯楽(サービス)支出額	教養や芸術に触れる機会の確保状況	総務省「家計調査」	毎年	1世帯あたり年間の教養・娯楽(サービス)支出額 教養・娯楽(サービス)例：バック旅行費、習い事の月謝、映画・文化施設等入場料、スポーツ観戦料等
8			歴史や伝統文化の豊かさ	文化庁「都道府県別指定等文化財件数(都道府県分・市町村分)」	毎年	有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群保存地区・保存技術の合計数
9			運動やスポーツに親しむなどにより健やかな体が育まれている状況	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」	毎年	公立小・中学校それぞれの体力合計点(男女別)の合計
10	女性活躍・人権・多様性	女性の管理職登用率	女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現状況	総務省「就業構造基本調査」	5年毎	管理的職業従事者(内部組織の経営・管理に従事するもの。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる)のうち女性の割合
11		パートナーシップ制度人口カバー率	多様な個人を尊重しあう社会の実現状況	渋谷区・NPO法人虹色ダイバーシティ「全国パートナーシップ制度共同調査」	毎年	性的マイノリティの方を対象とするパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体の人口÷総人口
12		人権侵犯事件件数(県民1万人当たり)	いじめや虐待、ハラスメントなど個人の権利侵害のない社会の実現状況	法務省「人権侵犯事件統計」 総務省「人口推計」	毎年	1万人あたりの人権侵犯事件(差別、虐待、ハラスメント等)の件数
13	働き方	実労働時間	ワーク・ライフ・バランスの実現状況	厚生労働省「毎月勤労統計調査」	毎年	事業規模5人以上の常用労働者1人当たりの所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計

新しい夢・希望 含まれる政策：魅力発信No.1プロジェクト、世界に飛躍する茨城へ、若者を惹きつけるまちづくり、DXの推進、活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

1	国際交流	留学生数(県民10万人当たり)	多様な文化や価値観の人々と交流できる機会の多さ	(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」 総務省「人口推計」	毎年	留学生数÷総人口
2	ベンチャー創出	起業率	新たなビジネスにチャレンジできる環境の充実状況	厚生労働省「雇用保険事業年報」	毎年	当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数÷前年度末の適用事業所数
3	若者に魅力ある雇用	本社機能流出・流入数	若者に魅力ある雇用の充実状況	(株)帝国データバンク「首都圏・本社移転動向調査」	毎年	本社機能流入企業数－本社機能流出企業数
4		若者就職者増加率		厚生労働省「雇用動向調査」	毎年	事業所が新たに採用した常用労働者のうち29歳以下の就職者の3年平均増加率
5	DX推進	デジタルガバメント率(市町村)	時間と場所を問わず簡単に行政サービスを受けられる社会の実現状況	総務省「市町村のデジタル化の取組に関する情報について」 内閣官房・総務省「地方公共団体におけるオープンデータの取組状況」	毎年	マイナンバーカード取得率、マイナポータル総合整備状況率、行政手続オンライン化率、オープンデータ取組率の4指標の平均値

○「いばらき幸福度指標」の設定の考え方および幸福度の算出方法

県総合計画の推進により「県民が日本一幸せな県」の実現を目指すという考えのもと、総合計画に掲げる4つのチャレンジごとに特色となるキーワードを5つ(「新しい夢・希望」は4つ)抽出し、キーワードごとに指標を設定する。

単位が異なる指標の値を比較可能な数値とするため、各指標の値を標準化変量に置き換えた上で、幸福への重みづけを均等にするためキーワードごとに標準化変量の平均値を算出し、それらを均等加重で合算した数値により幸福度を算出する。

○「いばらき幸福度指標」の広報手段

県の考える幸福の概念及び「いばらき幸福度指標」については、計画冊子のコラム及び幸福をテーマにした知事のメッセージ動画、パンフレット、県HP、SNS等を用いて県民への周知を図るとともに、

PRの一助としてロゴマークを作成し、指標と結果と併せて公表することにより認知度向上を図る。さらに、県政出前講座や企業等の研修等での県総合計画の広報時に説明を行う。



ロゴマーク案

III. 「新しい人財育成」へのチャレンジ

政策11 次世代を担う「人財」

これまでの成果

- ◆本県の生徒がワールドスカラズカップ決勝大会で金メダルを獲得するなど国際大会で活躍
- ◆プログラミング・エキスパート育成事業に多くの中高生が参加（2020：2,512名）し、日本情報オリンピックやワールド・ロボット・サミット2018東京大会など全国レベルのコンテスト等で活躍
- ◆自ら課題を発見し解決する能力（アントレプレナーシップ）の育成を目的とする、高校生等が対象の「IBARAKIドリーム・パス事業」に、2019年度からの3年間で企画提案書319件の応募
- ◆地域課題の発見や解決のため、新たにチャレンジいばらき県民運動による大学等と地域住民による連携・協働の取組を促進した結果、延べ1,000名以上（2018～2020）が参加

情報オリンピック全国大会の様子



今後の課題

- 予測が難しく変化の激しい時代を生き抜くためには、高い創造意欲を持ち、リスクに対して積極的に挑戦できる力の育成が求められています。
- 自分の夢や地域課題を発見し、その解決に向けた企画立案・実践活動を通して、失敗や成功等を体験する機会の充実が求められています。
- 地域活動に参加したいと考える若者が減少しており、活力のある地域社会を実現するため、若者の地域活動への参画を促していく必要があります。

施策（1） 「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進

主な取組	主な担当部局
① 子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能の定着のため、保幼小中高の学校段階間の円滑な接続を推進するとともに、家庭や地域と連携した取組を推進します。	教育庁
② 児童生徒の豊かな心を育成するため、発達の段階に即し、子ども達が関わりの中で学ぶことのできる多様な方法による授業を、小学校から高校まで体系的、継続的に実施します。	教育庁
③ 健やかな体を育むため、運動やスポーツ活動に親しむことなどを推進するとともに、子どもたちの栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。	教育庁 農林水産部 保健福祉部
④ エイズ・性感染症やがん、薬物、デートDV等に関する正しい知識の習得のため、児童生徒を対象とした講演会や各種防止教室を開催するなど、健康教育を推進します。	教育庁 保健福祉部
⑤ 子どもたちが生涯にわたって能動的に学び続けられるようにするため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、ICTや外部人材を効果的に活用した授業改善等を推進します。	教育庁
⑥ 青少年・保護者の情報モラルを向上させるため、インターネットの安全な使い方を学ぶ講座の開催や家庭でのルールづくり、フィルタリングなどの有害情報対策を推進します。	保健福祉部 教育庁

施策（２） 新しい時代に求められる能力の育成

主な取組	主な担当部局
① グローバル人材に必要な思考力やリーダーシップなどを育成するため、意欲ある中高生にトップレベルの英会話学習や世界で活躍する人材との交流プログラム等を提供します。	教育庁
② 異文化を理解し、広い視野をもった人材を育成するため、学校の授業等に県内在住の外国人講師等を派遣し、諸外国の文化等を紹介してもらうなどの国際理解教育を推進します。	営業戦略部 教育庁
③ 高度情報社会を担う人材を育成するため、全国トップレベルのプログラミング能力を持つ中高生の育成や多くの高校生がプログラミングに興味を持てる学習機会を提供します。	教育庁
④ 科学技術を担う人材を育成するため、小中学校における探究的な活動を重視した理数教育や高等学校においては「スーパーサイエンスハイスクール」指定校の活動を推進します。	教育庁
⑤ 中高生の職業観やアントレプレナーシップを醸成するため、体験的な学習の機会や成果を発表する場の提供等により、キャリア教育を推進します。	教育庁 産業戦略部
	教育庁

施策（３） 地域力を高める人財育成

主な取組	主な担当部局
① 子どもたちが茨城県民であることに誇りを持ち、郷土を愛する心を育成するため、本県の良さを再発見し、郷土の歴史を学び、伝統と文化を尊重できる取組を推進します。	教育庁
② 地域社会に貢献できる人材を育成するため、ボランティアを養成するとともに、県民の自主的・自発的な学びを促進し、地域社会に還元する取組を推進します。	教育庁
③ 思いやりや助け合いの心を培うため、関係機関との連携を密にし、福祉教育の充実に努めるとともに、地域の高齢者や障害のある人との交流等を推進します。	教育庁
④ 若者が地域課題の解決等に取り組むうえで必要な能力を習得する機会と場を提供するため、若者が主体的に取り組む地域活動やネットワークづくりを支援します。	保健福祉部 県民生活環境部 教育庁



第 3 部

基本計画

【趣 旨】

基本計画は、基本理念に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、令和4年度からの4年間に挑戦する政策・施策・取組を総合的かつ体系的に示すものです。

また、人口減少社会の進展や新たな感染症の拡大など、本県をとりまく環境が大きく変化する中で、これまでの取組の成果を踏まえた課題に対して、どのような目標を持ってチャレンジをし、近い未来の姿を描いていくかを示しています。

【構 成】

基本計画は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、I「新しい豊かさ」、II「新しい安心安全」、III「新しい人財育成」、IV「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを柱として構成しています。

I 「新しい豊かさ」

力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指します。



1 質の高い雇用の創出

成長分野の企業誘致を強力に進めるとともに、新たな産業用地の確保等により企業立地を加速し、若者に魅力ある雇用をつくり出します。



- (1)成長分野等の企業の誘致 (2)新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化
- (3)産業を支える人材の育成・確保

1. 本社機能移転に伴う県外からの移転者・新規採用者数（期間累計） 2020年 1,016人 (2018~20累計) 2025年 1,360人	2. 本社機能等の移転等を伴う新規立地件数（期間累計） 2020年 126件 (2018~20累計) 2025年 160件	3. 県の支援により進出した外資系企業数（経年累計） 2020年 15件 2025年 42件	4. 工場の立地件数（期間累計） 2020年 196件 (2018~20累計) 2025年 220件
5. 新規開発による産業用地の面積（期間累計） 2020年 - 2025年 200ha以上	6. 基本情報技術者試験の受験合格者数（期間累計） 2020年 410人 2025年 3,710人		

2 新産業育成と中小企業等の成長

先端技術を取り入れた新産業の育成と差別化できる産業集積を目指すとともに、活力ある中小企業等を育成します。



- (1)先端技術を取り入れた新産業の育成と新しい産業集積づくり
- (2)活力ある中小企業・小規模事業者の育成

7. ベンチャー企業が行った3億円/回以上の資金調達件数（経年累計） 2020年 8件 2025年 30件	8. 製品・技術・サービスの創出件数（期間累計） 2020年 9件 2025年 66件	9. 県の支援により新製品等の開発や新ビジネスを創出した件数（期間累計） 2020年 34件 2025年 150件	10. 県の支援による県内中小企業のM&Aマッチング件数（期間累計） 2020年 10件（累計） 2025年 7件（単年度） 2025年 42件
--	--	--	--

3 強い農林水産業

儲かる農林水産業の実現に向け、生産性の向上やブランド力強化、国内外の販路開拓などの取組により、農林水産業の成長産業化を進め、若者に魅力ある産業にしていけます。



- (1)農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり
- (2)県食材の国内外への販路拡大 (3)農山漁村の活性化

11. 生産農業所得（販売農家1戸あたり） 2020年 365万円 2025年 600万円	12. 民有林における売上高4億円以上の経営体数 2020年 1経営体 2025年 4経営体	13. 漁業収入1億円以上を達成した沿岸漁業経営体数（経年累計） 2020年 5経営体 2025年 12経営体	14. 県産農産物のうち重点品目の販売金額 2020年 140億円 2025年 168億円	15. インシシによる農作物被害金額 2019年 97百万円 2025年 48百万円
--	---	--	--	---

4 ビジット茨城 ～新観光創生～

新たな観光コンテンツの創出などにより、さらなる魅力づくりを進め、稼げる観光地域づくりに取り組みます。



- (1)稼げる観光地域の創出 (2)インバウンドの取り込み

16. 観光消費額 2020年 2,101億円 2025年 4,000億円	17. 外国人延べ宿泊者数 2020年 52,520人泊 2025年 260,000人泊	18. 茨城空港の旅客数 2020年 209千人 2025年 850千人	19. 外国クルーズ船の寄港数（期間累計） 2020年 0回 2025年 16回
--	---	---	---

5 自然環境の保全・再生

豊かな自然環境を守るとともに、環境への負荷が低い社会環境づくりを推進するなど、サステナブルな社会づくりに取り組みます。



- (1)湖沼の水質浄化と身近な自然環境の保全
- (2)サステナブルな社会づくり

19. 湖沼に流入する汚濁負荷量（COD） 2020年 霞ヶ浦:9,094 t/年 濁 沼:1,723 t/年 牛久沼: 443 t/年 2025年 霞ヶ浦:8,660 t/年 濁 沼:1,642 t/年 牛久沼: 415 t/年	20. 再生可能エネルギーの導入率 2020年 25% 2025年 34%	21. フードロス削減量（期間累計） 2020年 - t 2025年 10 t
--	--	--

チャレンジで描かれる近い未来の姿

力強い産業

- ◆IoTやAIなどがもたらす新たなビジネスモデルの構築や新産業の創出等により、地域経済を支える商業・サービス産業等の生産性が向上し、本県産業の競争力が強化されていきます。
- ◆最先端の科学技術の産業利用や、ITなどの成長分野の企業集積が進みつつあり、各地で質の高い雇用が生み出されていきます。
- ◆カーボンニュートラル社会を支える産業拠点の形成により、本県の将来を担う産業が創出されていきます。
- ◆本県の強みである豊かな自然を活かした体験型観光施設等の整備が進み、観光客が長時間滞在する観光地域が形成されていきます。



持続可能な社会の実現

- ◆排水対策や資源循環利用・再生可能エネルギーの活用等が進み、豊かな自然環境と利便性の高い暮らしとが調和した持続可能な社会が実現されていきます。

儲かる農林水産業

- ◆経営者マインドを備えた担い手が、ICT等の導入や規模拡大、付加価値向上によるブランド化、販路拡大に積極的に取り組み、「儲かる農林水産業」が着実に実現されていきます。
- ◆海外市場の開拓や本県農林水産物の魅力を直接発信する取組を通じて、世界中に「IBARAKIブランド」が広がっていきます。



1. 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

政策1 質の高い雇用の創出

これまでの成果

- ◆全国トップクラスの補助制度の創設などにより、成長分野の本社機能等の誘致を強力に進めた結果、多くの最先端分野の本社・研究開発拠点の立地を実現
- ◆競争力ある価格への見直しや新たな優遇策の創設等の手段を講じて公共工業団地の分譲に取り組み、企業立地件数、立地面積ともに全国トップクラスを維持（2018～・工場立地動向調査）
- ◆外資系企業による投資件数を15件誘致（2018-2020累計値）
- ◆2020年に「スタートアップビザ制度」を導入し、海外の優れた技術や人材の誘致を進めた結果、外国人起業家が宇宙ロケット開発会社を設立
- ◆県立産業技術短期大学校等において基本情報技術者試験対策講座を実施し1,443人の合格者を輩出（2018-2020累計値）、2020年度からはデータサイエンティストの育成講座を開講



今後の課題

- 若者が望む様々な雇いを創出するため、魅力ある産業の本社機能や生産拠点などの誘致が求められています。
- 本県の産業基盤や交通インフラなどの立地優位性や、各種優遇制度を最大限に活用した企業誘致活動とあわせて、企業立地が急速に進み用地の供給が間に合わない状況が見込まれる圏央道周辺地域を中心に、更なる産業用地の確保が求められています。
- 県内研究機関や企業等と本県進出に関心を持つ外資系企業とのビジネス連携の構築により、更なる外資系企業による投資の誘致が必要です。
- 不足するIT人材の育成のため、大学等と連携した新たな基本情報技術者試験対策講座の開設が必要です。
- 製造業やサービス業など、業種を問わずデータを利活用できるIT人材の育成が急務となっています。

施策（1） 成長分野等の企業の誘致

主な取組	主な担当部局
① 様々な分野の雇を生み出すため、今後大きな成長が見込まれる産業の本社や研究開発拠点等を積極的に誘致し、新たな産業基盤づくりを推進します。	立地推進部
② 雇用とイノベーションの創出を図るため、海外に向けた投資環境のPRや県内企業等とのビジネスマッチングの機会創出により、外資系企業による投資を促進します。	営業戦略部

施策（2） 新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化

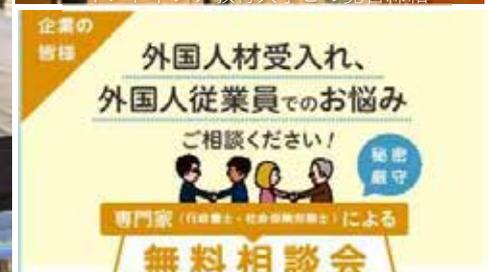
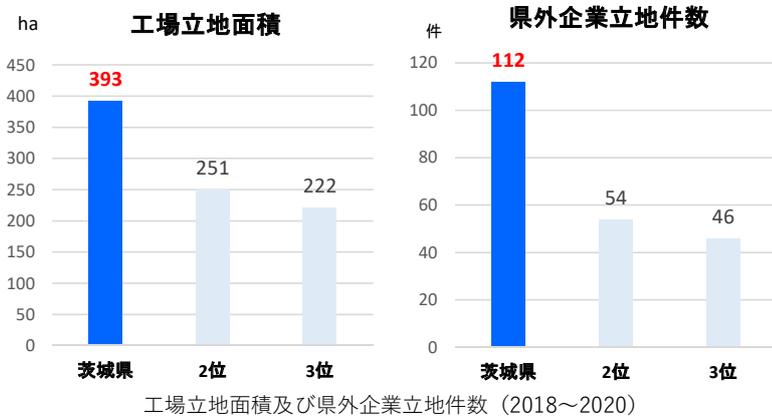
主な取組	主な担当部局
① 工業団地への企業立地を推進するため、充実した広域交通網や研究機関の集積、補助金等の優遇制度等といった本県の強みを積極的に発信し、戦略的な誘致活動を展開します。	立地推進部
② 企業立地を加速化するため、市町村等が行う産業用地開発計画を積極的に支援するとともに、県による産業用地の開発に取り組みます。	立地推進部 企業局

施策（3） 産業を支える人材の育成・確保

主な取組

主な担当部局

- | | | |
|---|--|--------------|
| ① | 企業ニーズに応じた専門的な人材を育成するため、産業技術短期大学校及び産業技術専門学院において、ITやものづくり分野に関する実践的な訓練を実施します。 | 産業戦略部 |
| ② | 意欲と能力のある人材を確保するため、合同就職説明会、インターンシップ及び企業向け講座等の開催により、県内企業の雇用を支援します。 | 産業戦略部 |
| ③ | | 産業戦略部
教育庁 |
| ④ | 産業を支える優秀な人材を確保するため、高い専門性を有する国内外の外国人材と県内企業とのマッチング支援や就職面接会等の開催に取り組み、外国人材の雇用を促進します。 | 産業戦略部 |
| ⑤ | | 産業戦略部
教育庁 |



外国人材の県内企業等への雇用促進

1. 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

政策4 ビジット茨城 ～新観光創生～

これまでの成果

- ◆県有施設「茨城県フラワーパーク」を、民間事業者の発想や経営ノウハウを取り入れた魅力的な観光施設としてリニューアルオープン（2021年4月）
- ◆コロナ禍の影響から観光産業や地域の活力を回復させるため、県内宿泊旅行の割引や将来のレガシーにつながるイベント、人気が高いキャンプ需要の取り込み、オンラインを活用した県産品の販売促進等を支援
- ◆宿泊観光を促進するため、地域の特色を活かしたホテルを誘致（2020年3月オープン）
- ◆海外の旅行需要を踏まえた誘客活動により、海外からの観光ツアー催行人数が増加（2016：54,128人→2019：92,800人）、本県初の外国クルーズ船「セブンシーズマリナー」が寄港（2019）



今後の課題

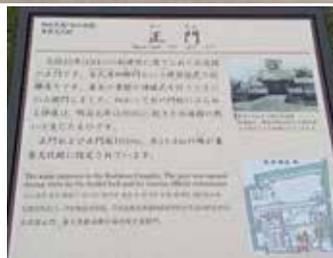
- 観光客の長時間の滞在など、観光消費額の増加を促進する取組が求められています。
- 新しい生活様式に対応した観光コンテンツの創出や、民間の資本やアイデアを取り入れた稼げる観光地域づくりが必要です。
- インバウンド需要の回復を観光振興につなげていくため、外国人観光客の誘客促進の取組を一層強化する必要があります。

施策（1） 稼げる観光地域の創出

主な取組	主な担当部局
① 観光消費額の向上のため、集客力の高い常設型観光施設やホテルの誘致、周遊性の強化や宿泊観光の促進等、観光客の増加や滞在時間の延長につながる取組を推進します。	営業戦略部 土木部
② 稼げる観光産業の振興のため、強みを活かしたロケ誘致や、農産物や水産物を活用した食・土産品の開発・販売等を促進し、本県への誘客と観光地での消費喚起を推進します。	営業戦略部
③ 地域ごとの観光資源を活かすため、ひたちなか・大洗＝海浜リゾート、筑波山・霞ヶ浦＝スポーツ体験、県北＝自然体験等、自然を活かした魅力ある観光づくりに取り組みます。	政策企画部 県民環境生活部 営業戦略部
④ 新しい生活様式や多様化するニーズに対応するため、自然を活用したアウトドアレジャーやロケ地を巡るツアー、本県の文化を学べる体験コンテンツなど、トレンドにあわせた観光を推進します。	政策企画部 県民環境生活部 営業戦略部
⑤ [Redacted]	営業戦略部 教育庁
⑥ 稼げる地域づくりのため、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を核とした日本一のサイクリングエリアの整備に取り組み、全県的なサイクルツーリズムによる交流人口の拡大を推進します。	県民生活環境部
⑦ 道の駅の整備・運営主体である市町村に対し、必要な助言や情報提供を行うとともに、道路管理者として休憩施設である駐車場や情報提供施設の整備などの支援を行います。	土木部

施策（2） インバウンドの取り込み

主な取組	主な担当部局
① ポストコロナのインバウンド需要を取り込むため、本県の特徴を踏まえた観光コンテンツの磨き上げや魅力ある旅行商品の造成促進など、誘客活動を戦略的に展開します。	営業戦略部
② 外国人観光客が快適に滞在できるよう、観光施設や都市公園における多言語表記やWi-Fi環境等の整備促進、ガイドの人材育成など、受入環境の向上に取り組みます。	営業戦略部 土木部
③ 新たなインバウンド層を獲得するため、本県のイメージを向上できる滞在型・高付加価値の観光コンテンツを造成し、外国人富裕層や外国クルーズ船等の誘致に取り組みます。	営業戦略部 土木部
④ 茨城空港が北関東の空の玄関口として多くの外国人観光客を受け入れるため、チャーター便を含めた路線の維持及び拡充とともに、既存路線の利用をより一層促進します。	営業戦略部
⑤ MICE開催地としてのプレゼンス向上を図るため、MICE誘致推進協議会の活動を軸に、国際会議やビジネスイベント等の誘致を推進します。	営業戦略部



インバウンドに対応した
多言語表記



県産食材を活用した
新たな食の開発・PR



II 「新しい安心安全」

医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築きます。



6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉

医療や福祉人材の確保を図るなど、地域における保健・医療・介護提供体制を充実するとともに、感染症対策などの健康危機への対応力を強化します。



- (1)医療・福祉人材確保対策 (2)地域における保健・医療・介護提供体制の充実
(3)精神保健対策・自殺対策 (4)健康危機への対応力の強化



7 健康長寿日本一

人生百年時代を見据えた健康づくりや認知症対策などの強化を図るとともに、総合的ながん対策を推進します。



- (1)人生百年時代を見据えた健康づくり (2)認知症対策の強化 (3)がん対策



8 障害のある人も暮らしやすい社会

自立支援と社会参加を促進するとともに、就労機会の拡大と工賃水準の向上を図ります。



- (1)障害者の自立と社会参加の促進 (2)障害者の就労機会の拡大

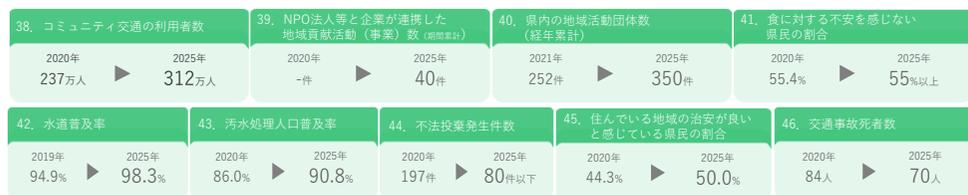


9 安心して暮らせる社会

地域の移動手段の確保や地域コミュニティの活性化を図ります。また、食生活をはじめとした県民の暮らしの安全を確保するとともに、不法投棄などの犯罪や交通安全対策を進めます。



- (1)地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上
(2)安心な暮らしの確保 (3)犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり



10 災害・危機に強い県づくり

大規模災害などの危機から県民を守るためのハード・ソフト両面における対策の強化や、原子力安全対策を進めます。



- (1)災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化
(2)原子力安全対策の徹底 (3)健康危機への対応力の強化



チャレンジで描かれる近い未来の姿

充実した地域保健・医療・福祉

- ◆医師の不足や地域偏在の解消が進みつつあるなど、充実した地域医療体制の構築が図られていきます。
- ◆すべての県民が、健康ではつらつと生活し、いきいきと活躍できる地域社会が形成されていきます。
- ◆障害の有無によって分け隔てられることなく、自立した生活を送ることができるような環境が整っていき、働く機会や場所が拡大していきます。



安心安全な暮らし

- ◆犯罪が起きにくい社会環境づくりが進むなど、安心して安全に暮らし続けられる地域社会になっていきます。
- ◆東日本大震災や平成27年関東・東北豪雨、令和元年東日本台風などをはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や県民を守るインフラの整備が進むなど、災害に強い強靱な県土が整備されていきます。



活性化する地域コミュニティ

- ◆防災、防犯、まちづくりなど様々な分野で、人と人とのネットワークが強化され、地域に暮らす一人ひとりが、地域の担い手として支え合い、心豊かで持続可能な地域コミュニティが形成されていきます。



II. 「新しい安心安全」へのチャレンジ

政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉

これまでの成果

- ◆「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」を選定し、第1次目標では必要医師数14人に対し13.1人を確保（2020）。第2次目標7.5人については、2.2人を確保（2021.6現在）
- ◆特定行為看護師数について、研修受講に係る支援等を通して、96人の特定行為看護師を養成
- ◆こころのホットラインの相談体制の強化により、相談実績が倍増（2019：3,498件⇒2020：6,585件）



へき地での医療に取り組む医師

今後の課題

- 人口あたりの医師数が全国平均を大きく下回るとともに、地域間で偏りがみられるため、強力に対策を進めていく必要があります。
- 人口あたりの看護職員数は全国平均を大きく下回っていることから、総合的な確保対策を進めていく必要があります。
- こころの健康づくり等を推進するため、引き続き相談体制の充実や支援機関相互の連携体制の強化等を図ることが求められています。
- 新興感染症などの健康危機に対応するため、保健所の機能強化や感染症に対応できる人材の確保が求められています。

施策（1） 医療・福祉人材確保対策

主な取組（医療人材確保対策） 主な担当部局

- | | |
|---|--------------|
| ① 地域の中核的な医療機関の機能を維持するため、県、大学、医療機関が一体となった医師の派遣や県外大学との新たな関係構築などにより、医師確保に取り組みます。 | 保健福祉部 |
| ② [Redacted] | 保健福祉部
教育庁 |
| ③ 地域医療支援センターによる修学生医師等のキャリア形成支援や研修体制の充実、情報発信など、医師の養成・定着及び地域偏在の解消に向けた総合的な対策に取り組みます。 | 保健福祉部 |
| ④ 医師の定着を図るため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するなど、魅力ある環境づくりを推進します。 | 保健福祉部 |
| ⑤ 県内で活躍できる医師を育成するため、県立病院における教育・研修・派遣機能及び臨床研究体制の充実強化を図ります。 | 病院局 |
| ⑥ 看護職員の確保・定着を図るため、看護師等修学資金や潜在看護職員の再就業支援等の取組を進めるとともに、資質向上のため、専門性の高い看護師の育成を推進します。 | 保健福祉部 |

主な取組（福祉人材確保対策）

- | | |
|---|-------|
| ⑦ 福祉人材の確保・定着を図るため、求職者のマッチングや外国人材の受け入れを促進するとともに、施設等職員の負担軽減など、働きやすい魅力ある職場づくりを推進します。 | 保健福祉部 |
| ⑧ 多様化・高度化する利用者ニーズに対応するため、福祉施設・事業所の職員のキャリアアップのための研修実施の支援など、職員の資質の向上に取り組みます。 | 保健福祉部 |



県内で活躍できる医師の育成



看護人材の育成



福祉現場での外国人材の活躍

施策（２） 地域における保健・医療・介護提供体制の充実

主な取組	主な担当部局
① 限られた医療資源の中で地域の実情に応じた医療提供体制を構築するため、地域の医療機能の分化・連携を促進します。	保健福祉部
② 救急医療体制・病院前救護を充実させるため、救急搬送機関と医療機関との連携強化、ドクターヘリの活用等による救急搬送・受入の強化、AEDの普及等に取り組みます。	保健福祉部 防災・危機管理部
③ 地域の基幹病院である県立中央病院等について、将来にわたり県民の生命と健康を守る病院となるよう、地域医療構想を踏まえ全面建替を含めた最適な整備のあり方を検討します。	病院局
④ 地域医療の充実を図るため、脳卒中をはじめ様々な疾病の専門的治療における遠隔画像診断など、ICTを活用した医療連携体制の構築・強化に取り組みます。	保健福祉部
⑤ 在宅医療・介護の推進のため、医師会や市町村と連携し、在宅医療に取り組む医療機関の増加を図るとともに、訪問看護・介護等との連携強化を促進します。	保健福祉部
⑥	保健福祉部 県民生活環境部 産業戦略部 教育庁

施策（３） 精神保健対策・自殺対策

主な取組	主な担当部局
①	保健福祉部 産業戦略部 教育庁
②	保健福祉部 産業戦略部 教育庁
③	保健福祉部 県民生活環境部 産業戦略部 教育庁 病院局

施策（４） 健康危機への対応力の強化

主な取組	主な担当部局
① 保健所及び衛生研究所が、感染症対策や大規模災害時の健康危機管理の司令塔としての機能を発揮できるよう、施設整備の充実を図るとともに、公衆衛生医師・保健師などの人員を確保し、機能を強化します。	保健福祉部
② 感染症蔓延時や大規模災害時における、病院の診療機能の維持・回復を図るとともに、発災によって生じた医療ニーズに対応することができるよう、病院の事業継続計画（BCP）の整備を促進します。	保健福祉部
③ 新興感染症の流行時に迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、感染症に対応できる人材の育成を促し、本県の感染症対策の充実・強化を図ります。	保健福祉部



II. 「新しい安心安全」へのチャレンジ

政策8 障害のある人も暮らしやすい社会

これまでの成果

- ◆障害者がスポーツや文化芸術活動等に参加できるよう、障害者スポーツ教室や絵画等の作品展示を行うナイスハートふれあいフェスティバルを開催
- ◆県共同受発注センターにおける農福連携に関する受注件数及び金額が大幅に増加（2017：10件 3,926千円 ⇒ 2020：32件 14,198千円）
- ◆障害者の就労や工賃向上の促進により、就労継続支援B型事業所における平均工賃（月額）が上昇（2017：13,198円 ⇒ 2020：14,349円）



今後の課題

- 障害者が地域において安心して生活できるよう、地域生活を支援する拠点等を整備するなど地域生活への移行を進めていくことが求められています。
- 障害者が地域社会において自立して暮らせるようにするため、障害福祉サービスの充実、就労機会の拡大や工賃の向上を図っていくことが求められています。
- 障害者の社会参加を促進するため、スポーツ・文化活動などに参加できる機会を創出していくことが求められています。

施策（1） 障害者の自立と社会参加の促進

主な取組	主な担当部局
① 障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、障害種別やニーズに応じた事業を実施するほか、障害を理由とする差別を解消するための相談窓口の運営等に取り組みます。	保健福祉部
② 発達障害の早期発見や地域の支援体制の整備を図るため、市町村と連携し、発達障害者及びその家族等に対する相談・発達・就労支援などに取り組みます。	保健福祉部
③ 医療的ケア児等が適切なサービスを受けることができるよう、施設開設時の支援等により受け入れ環境を整備するとともに、在宅で介護を行う家族の負担軽減に取り組みます。	保健福祉部
④ 障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツイベントの開催や障害児・者による文化活動を発表する機会の創出に取り組みます。	保健福祉部
⑤ 精神障害者の地域移行・地域定着を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や、精神障害者の地域生活を支援する人材の育成に取り組みます。	保健福祉部

施策（２） 障害者の就労機会の拡大

主な取組

主な担当部局

① 一般就労への移行とB型事業所等の工賃向上を図るため、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や共同受発注センターの活用促進などに取り組みます。

保健福祉部

② 就労機会の拡大を図るため、茨城労働局と連携して事業主の理解を促進するとともに、福祉事業所の農業参入や農業経営体による障害者の雇用などの農福連携を推進します。

保健福祉部
産業戦略部
農林水産部

③ 職業的自立や起業などへの支援の充実を図るため、個々の障害特性に応じた多様な職業訓練や金融機関との連携強化などに取り組みます。

産業戦略部

④

教育庁



II. 「新しい安心安全」へのチャレンジ

政策9 安心して暮らせる社会

これまでの成果

- ◆提案型共助社会づくり支援事業により、喫緊の地域課題の解決に取り組むNPO等を支援
- ◆県内の消費生活センターで年間24,511件の相談対応（2020）、リモート相談体制の整備等により、市町村相談窓口の対応力を強化
- ◆不法投棄等機動調査員10名（警察OB等）を採用し、不法投棄の監視体制・機動力を強化（2021）
- ◆交通事故死者は目標120人以下（2021）に対し、1957年以降で最少の84人（2020）
- ◆刑法犯認知件数は、16,301件（2020）で、2003年から18年連続で減少



今後の課題

- 少子高齢化や新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化に対し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けてコミュニティ力の向上が求められています。
- 県民の消費生活の安定・向上のため、引き続き、被害防止に向けた普及啓発や相談体制の充実を図っていく必要があります。
- ゲリラ的な産業廃棄物の不法投棄が多発しているため、引き続き、不法投棄に関する通報・監視・指導體制を強化し、「茨城は捨てづらい」環境をつくる必要があります。
- 交通事故の実態や地域の実情を踏まえた、きめ細やかな交通安全対策を進めていく必要があります。
- 地域のパトロール強化、事件等への迅速的確な対応等、県民の安全・安心につながる取組の強化が求められています。

施策（1） 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上

主な取組

主な担当部局

- | | |
|---|---------|
| ① 県民の自立した日常生活や社会生活の基盤となる移動手段を確保するため、市町村や交通事業者等と連携しながら、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。 | 政策企画部 |
| ② 地域における持続可能な移動手段を確保するため、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を最大限に活用するなど、地域特性に応じた交通サービスの最適化を促進します。 | 政策企画部 |
| ③ 高齢者や障害者などの円滑な移動を確保するため、市町村や交通事業者等と連携しながら、主要な鉄道駅等の交通拠点のバリアフリー化などの取組を促進します。 | 政策企画部 |
| ④ 高齢者の見守りなどの地域課題に対応するため、県民・企業・自治会・NPO・行政等の連携・協働のもと、自助・共助・公助による持続可能な地域コミュニティの形成を促進します。 | 全部局 |
| ⑤ 新たな地域コミュニティづくりを促進するため、ICTの活用等によるNPOなどの地域団体間の連携やNPOの運営力向上の支援などに取り組みます。 | 県民生活環境部 |
| ⑥ 県民が支え合い・助け合い、安心して暮らせる地域社会をつくるため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に意欲のある人が参加しやすい環境づくりを促進します。 | 保健福祉部 |



施策（２） 安心な暮らしの確保

主な取組	主な担当部局
①	県民生活環境部 教育庁 県警本部
② 安心安全な食品を供給するため、HACCPシステム導入を促進するとともに、食品営業施設等に対する監視指導結果や食品の試験検査結果等について情報発信します。	保健福祉部
③ 家畜伝染病の発生を予防するため、農場に対する飼養衛生管理基準の順守徹底を指導します。	農林水産部
④ 人と動物が共生する社会の実現に向けて、茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例などを踏まえ、関係団体等との連携を強化し、動物愛護や適正飼養の普及啓発等に取り組みます。	保健福祉部
⑤ 都市用水の安定確保を図るため、霞ヶ浦導水事業や思川開発事業などの水資源開発事業を促進します。	県民生活環境部
⑥ 安全・強靱で持続可能な水道を実現するため、水道施設における水質基準の適合等を指導するとともに、施設の老朽化対策や耐震化、水道の広域連携を推進します。	県民生活環境部 企業局
⑦ 生活排水の衛生水準の維持向上を図るため、生活排水ベストプランに基づく污水处理施設の整備や広域化・共同化を推進するとともに、計画的な老朽化対策に取り組みます。	県民生活環境部 農林水産部 土木部

施策（３） 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり

主な取組（治安対策）	主な担当部局
① 犯罪の起きにくい社会をつくるため、県民の防犯意識の高揚と地域の防犯活動の活性化を推進するとともに、街頭防犯カメラ等の防犯インフラの整備を促進します。	県民生活環境部 警察本部
② 変化する治安情勢に的確に対応するため、適正な人員配置等による警察基盤の強化や科学技術を活用した捜査活動等による警察力の強化を推進します。	警察本部
③ 地域住民の安心安全を確保するため、外国人の不法就労・不法滞在の取締りを強化するとともに、暴力団や外国人犯罪組織等を社会から根絶する取組を推進します。	警察本部
④ ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。	県民生活環境部 保健福祉部 警察本部
⑤ 手口が巧妙化するニセ電話詐欺や悪質商法等の被害を防止するため、高齢者等に対する防犯講話を実施するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動に取り組みます。	警察本部
⑥ 治安や生活環境の維持のため、市町村が実施する空き家の適切な管理や除却等の取組を支援します。	土木部
⑦ 不法投棄の撲滅に向け、監視体制や関係機関との連携の強化により、不法投棄事案の早期発見と、拡大防止や早期解決に取り組み、捨てづらい環境づくりを進めます。	県民生活環境部
主な取組（交通安全対策）	主な担当部局
⑧	県民生活環境部 教育庁 警察本部
⑨ 高齢者の交通事故を防止するため、交通安全教育の受講機会の拡充や自動車の運転に不安を感じた高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりに取り組みます。	県民生活環境部 警察本部
⑩ 自動車や自転車及び歩行者の安全な交通を確保するため、関係機関の連携による安全点検、信号機等の整備、計画的な道路の舗装修繕・除草に取り組みます。	土木部 教育庁 警察本部



II. 「新しい安心安全」へのチャレンジ

政策10 災害・危機に強い県づくり

これまでの成果

- ◆個人の防災行動計画となるマイ・タイムラインについて、1,711人の作成を支援（2018～2020）するとともに、誰でもweb上において作成可能なシステムを開発
- ◆罹災証明書交付等の機能を備えた被災者生活再建支援システムを市町村と共同で構築するとともに、令和元年東日本台風時には県からの応援職員を派遣し、発災直後の3日目から交付を開始
- ◆限定した活動に特化した機能別団員制度の導入を促進し、2018年度からの3年間で165人増加（5市町で新規導入）
- ◆市町村が外国人の安否確認や状況確認に活用できるよう、県の避難所運営マニュアルの様式を多言語化
- ◆広域避難地となる県営都市公園（2公園）において、広場の拡張や園路の改修を実施（2018～2020）



今後の課題

- 令和元年東日本台風など近年、気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害から、引き続き県民の生命・身体を守るための対策を進めていく必要があります。
- 災害発生時の逃げ遅れゼロを目指すため、住民が自ら避難を判断し、地域で助け合いながら被害を最小にできるよう、平時から災害に備えた体制づくりや人材育成等を行っていく必要があります。
- 日本人・外国人を問わず、災害発生時に適切な行政サービスが提供できるよう更なる体制の充実強化を図るとともに、被災された方々に対する適切なケアが行われるよう関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。
- 公共インフラの防災機能の拡充・維持を適切に行うとともに、災害時に防災施設が活用できるよう使用方法についての啓蒙・啓発を図っていく必要があります。
- 県民の安全安心を確保するため、福島第一原子力発電所の事故等を踏まえた原子力施設の安全確保の徹底や、万が一の事故に備えた原子力防災体制の構築を図る必要があります。

施策（1） 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化

主な取組（災害対策）

主な担当部局

① 市町村による避難情報の迅速な発令等を支援するため、平時には過去の災害での課題を検証し共有するとともに、発災時にはホットラインを活用した働きかけを行います。	防災・危機管理部
② 災害時の医療救護体制を構築するため、災害医療コーディネーターの技能向上、災害派遣医療チーム（DMAT）等の養成及び関係機関と連携した災害対応訓練に取り組みます。	保健福祉部
③ 災害時の人命救助、被害拡大防止を図るため、情報収集、救出救助、避難誘導、交通整理等における警備体制を確立するとともに、災害対策用資機材の整備を推進します。	警察本部
④ 災害時に適切な行政サービスが提供できるよう、業務継続計画（BCP）の実効性確保に取り組むとともに、市町村におけるBCPの内容充実を促進します。	防災・危機管理部
⑤	防災・危機管理部 保健福祉部 教育庁
⑥	総務部 農林水産部 土木部 企業局 教育庁



II. 「新しい安心安全」へのチャレンジ

⑦	治山治水対策の強化を図るため、荒廃山地の復旧整備、護岸・堤防・土砂災害防止施設・農地の排水施設等の整備、施設の適切な維持管理を推進します。	農林水産部 土木部
⑧	災害時に公共土木施設等の応急復旧を迅速に行うため、災害協定締結団体等との協力体制の強化に取り組みます。	土木部
⑨	災害時における緊急輸送道路のネットワーク機能や避難所となる都市公園の防災機能などを確保するため、計画的な整備を推進します。	土木部
主な取組（地域の防災力向上）		主な担当部局
⑩		防災・危機管理部 土木部 教育庁
⑪	洪水・土砂災害等の際、住民が迅速安全に避難行動をとれるよう、ハザードマップの周知や個別避難計画作成等の市町村業務を支援するとともに、SNS等を活用した河川等の情報提供の強化を図ります。	保健福祉部 防災・危機管理部 土木部
⑫	災害時に情報弱者となりやすい障害者や高齢者、在住外国人等の支援のため、各支援団体との連携や多言語による情報提供などの情報伝達体制づくりに取り組みます。	県民生活環境部 保健福祉部
⑬	頻発・激甚化する自然災害に対応するため、コンパクトシティを進めるための立地適正化計画と防災の連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じます。	土木部
主な取組（危機対策）		主な担当部局
⑭	テロや武力攻撃事態などに備え、関係機関との連携により、国民保護訓練の実施や国民保護制度の啓発に取り組むとともに、民間事業者や地域住民と連携した取組を推進します。	防災・危機管理部 警察本部
⑮	不正アクセスや標的型攻撃などのサイバー攻撃の高度化や、テレワーク等の執務環境の変化に対応した情報セキュリティ対策の強化を推進します。	政策企画部

施策（２） 原子力安全対策の徹底

主な取組	主な担当部局
① 県民の安全安心を確保するため、原子力施設における安全対策を立入調査等によって確認するとともに、施設周辺の環境中の放射線等を監視します。	防災・危機管理部
② 原子力災害に迅速かつ的確に対応するため、防災対策について国や市町村などと徹底した検討を行うとともに、原子力防災訓練などにより実効性ある防災体制を構築します。	防災・危機管理部
③	防災・危機管理部 教育庁
④ 県産農林水産物の安全性を広く消費者に周知するため、農林水産物の放射性物質検査を継続して行うとともに、検査結果を広く公表します。	農林水産部

施策（３） 健康危機への対応力の強化

主な取組	主な担当部局
① 保健所及び衛生研究所が、感染症対策や大規模災害時の健康危機管理の司令塔としての機能を発揮できるよう、施設整備の充実を図るとともに、公衆衛生医師・保健師などの人員を確保し、機能を強化します。	保健福祉部
② 感染症蔓延時や大規模災害時における、病院の診療機能の維持・回復を図るとともに、発災によって生じた医療ニーズに対応することができるよう、病院の事業継続計画（BCP）の整備を促進します。	保健福祉部
③ 新興感染症の流行時に迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、感染症に対応できる人材の育成を進め、本県の感染症対策の充実・強化を図ります。	保健福祉部



III 「新しい人財育成」

茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。



1.1 次世代を担う「人財」

「知・徳・体」のバランスのとれた教育を推進するとともに、グローバル社会で活躍できる「人財」を育成します。



- (1) 「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進
- (2) 新しい時代に求められる能力の育成 (3) 地域力を高める人財育成

53. 課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる生徒の割合	54. 全国レベルの中高生向けプログラミング・コンテストの入賞者数	55. IBARAKIドリーム・パス事業への応募企画数	56. 大学進学率	57. 生涯学習ボランティア派遣人数					
2019年 78.6%【中3】	2025年 83%	2020年 1組	2025年 6組	2020年 104件	2025年 528件	2019年 49.0%	2025年 52.0%	2020年 4,564人	2025年 6,760人

1.2 魅力ある教育環境

茨城の将来を支えリードする多様な「人財」を育成するため、時代の変化や新たなニーズに対応した学校づくりに努めるとともに、支援を必要とする子どもたちの自立を支えます。



- (1) 時代の変化に対応した学校づくり
- (2) 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり

58. 児童生徒のICT活用を指導することが「できる」と答えた教員の割合	59. 大学が実施する特色ある教育カリキュラム数（経年累計）	60. 障害児に対する個別の教育支援計画等の作成率（幼児教育・保育施設）	61. 小中義務教育学校における不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている割合				
2020年 32.0%【小中】 24.5%【高校】	2025年 100%【小中高】	2020年 -	2025年 5件	2020年 63.2%	2025年 89.6%	2020年 59.5%	2025年 100%

1.3 日本一、子どもを産み育てやすい県

結婚・出産の希望がかなう社会づくりを進めるとともに、幼児教育・保育サービスの充実など、子育て支援に取り組みます。



- (1) 結婚・出産の希望がかなう社会づくり
- (2) 安心して子どもを育てられる社会づくり
- (3) 児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援

62. 妊娠・出産について満足している者の割合	63. 県の結婚支援事業による成婚数（経年累計）	64. 保育所等の待機児童数	65. 放課後児童クラブの実施箇所数	66. 里親等委託率					
2019年 87.6%	2025年 92.3%	2020年 2,352組	2025年 3,050組	2020年 193人	2025年 0人	2020年 1,074箇所	2024年 1,156箇所	2020年 17.4%	2025年 41.0%

1.4 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

生涯学習への取組や、文化・スポーツ・遊びを楽しむ環境づくりを推進します。



- (1) 生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術
- (2) スポーツの振興と遊びのある生活スタイル

67. 県立図書館の利用者数	68. 全国高等学校総合体育大会等での優勝数	69. 成人の週1回以上のスポーツ実施率			
2019年 383,617人	2025年 575,425人	2020年 3種目	2025年 9種目	2020年 50.5%	2025年 65.0%

1.5 自分らしく輝ける社会

性別や国籍等に関わらず、誰もが能力を発揮でき、人権が尊重され、多様な生き方や働き方ができるダイバーシティ社会づくりを進めます。



- (1) 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり
- (2) 女性が輝く社会の実現 (3) 働きがいを実感できる環境の実現

70. 多文化共生サポーターバンクへの新規登録者数（経年累計）	71. 人権は大切であると感じている県民の割合	72. 政策方針決定過程に参画する女性の割合（県審議会等の女性委員の割合）	73. 本県の1時間当たりの労働生産性				
2020年 914人	2025年 1,400人	2020年 80.3%	2025年 90.0%	2020年 37.5%	2025年 50.0%	2020年 5,219円	2025年 5,740円
74. 県内企業の1ヶ月当たり所定外労働時間数							
2020年 10.8時間		2025年 8.5時間					

チャレンジで描かれる近い未来の姿

グローバル人財・地域人財の育成

◆時代の変化に対応し、ニーズを捉えた魅力的な教育を提供する環境が整い、確かな学力と豊かな人間性を備え、グローバル社会で活躍する能力や、郷土を愛し県民としての誇りを持って地域社会を支える能力を有した「人財」が育っていきます。



子育て環境の充実

◆結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージにおける切れ目のない支援により、待機児童・子どもの貧困問題等の解消が進み、安心して子どもを産み育てやすい県になっていきます。



魅力的なライフスタイルとダイバーシティ社会の実現

◆新しい生活様式や多様化する価値観のなかでも、生涯において学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむことができるとともに、多様な働き方を選択できる環境が整備され、魅力的なライフスタイルを送る県民が増えていきます。

◆一人ひとりの人権が尊重され、性別や国籍、民族、言語などが違う人々が集い、各々の能力を十分に発揮することができるダイバーシティ社会が実現していきます。



Ⅲ. 「新しい人財育成」へのチャレンジ

政策11 次世代を担う「人財」

これまでの成果

- ◆本県の生徒がワールドスカラズカップ決勝大会で金メダルを獲得するなど国際大会で活躍
- ◆プログラミング・エキスパート育成事業に多くの中高生が参加（2020：2,512名）し、日本情報オリンピックやワールド・ロボット・サミット2018東京大会など全国レベルのコンテスト等で活躍
- ◆自ら課題を発見し解決する能力（アントレプレナーシップ）の育成を目的とする、高校生等が対象の「IBARAKIドリーム・パス事業」に、2019年度からの3年間で企画提案書319件の応募
- ◆地域課題の発見や解決のため、新たにチャレンジいばらき県民運動による大学等と地域住民による連携・協働の取組を促進した結果、延べ1,000名以上（2018～2020）が参加

情報オリンピック全国大会の様子



今後の課題

- 予測が難しく変化の激しい時代を生き抜くためには、高い創造意欲を持ち、リスクに対して積極的に挑戦できる力の育成が求められています。
- 自分の夢や地域課題を発見し、その解決に向けた企画立案・実践活動を通して、失敗や成功等を体験する機会の充実が求められています。
- 地域活動に参加したいと考える若者が減少しており、活力のある地域社会を実現するため、若者の地域活動への参画を促していく必要があります。

施策（1） 「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進

主な取組	主な担当部局
①	教育庁
②	教育庁
③	教育庁 農林水産部 保健福祉部
④	教育庁 保健福祉部
⑤	教育庁
⑥	保健福祉部 教育庁

施策（２） 新しい時代に求められる能力の育成

主な取組	主な担当部局
① [Redacted]	教育庁
② [Redacted]	営業戦略部 教育庁
③ [Redacted]	教育庁
④ [Redacted]	教育庁
⑤ [Redacted]	教育庁 産業戦略部
[Redacted]	教育庁

施策（３） 地域力を高める人財育成

主な取組	主な担当部局
① [Redacted]	教育庁
② [Redacted]	教育庁
③ [Redacted]	教育庁
④ [Redacted]	保健福祉部 県民生活環境部 教育庁



情報モラル教育の様子



食育の推進（田植え体験）



次世代グローバルリーダー育成事業の授業風景



IBARAKI ドリーム・バス事業



若者の地域活動（古内茶庭先カフェ・ボランティア活動（赤い羽根共同募金））



Ⅲ. 「新しい人財育成」へのチャレンジ

政策12 魅力ある教育環境

これまでの成果

- ◆小中学校等における少人数指導により、子どもたち自身が学びたいことや方法を選択・決定できるようにしたことで、主体的な学習が実現（主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善に取り組んだ公立小学校の割合 2017：77.0%⇒2019：79.6%）
- ◆2020～2022年度の3年間で新たに10校の中高一貫教育校を順次設置し「学びの質」を向上させるとともに、2023年度に新たに県内初の科学技術科や全国初（公立校）のIT科を設置するなどの県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期を公表（2019、2020）
- ◆特別な教育的支援が必要な児童生徒へ対応した教育環境の充実のため、小・中学校等における特別支援学級（2017：1,836クラス⇒2020：2,120クラス）や通級指導教室設置数（2017：96クラス⇒2020：176クラス）を拡充及び高等学校への通級指導教室を設置

開設した水海道第一高校附属中



開設した竜ヶ崎第一高校附属中

今後の課題

- GIGAスクール構想を踏まえ、ICTを効果的に活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実が求められています。
- 中高一貫教育校の教育内容の充実を図るとともに、魅力ある学校づくりを推進していくことが求められています。
- 小中学校等の特別支援学級及び通級による指導教員の特別支援教育に関する専門性向上、適切な教員配置が求められています。
- 不登校やいじめ、非行などの未然防止と対策には、学校と地域の関係機関が、連携して取り組む必要があります。

施策（1） 時代の変化に対応した学校づくり

主な取組（教育体制の充実）

主な担当部局

① [Redacted] 教育庁

② [Redacted] 教育庁

③ [Redacted] 教育庁

④ [Redacted] 教育庁

⑤ [Redacted] 教育庁

⑥ 私立学校の経営健全化や教育条件の維持向上のため、国際教育等の特色ある教育に取り組む私立小中高・中等教育学校や実践的な職業教育に取り組む私立専修学校の運営を支援します。 総務部

⑦ [Redacted] 教育庁

III. 「新しい人財育成」へのチャレンジ

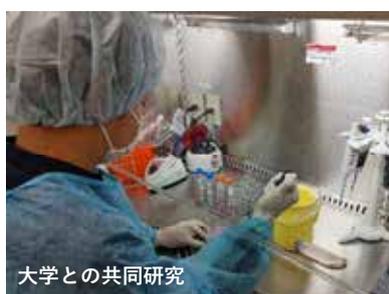
主な取組（大学等誘致や官学連携）	主な担当部局
⑧ 地域を担う人財の育成や高校生の地元進学を促進するため、新たなニーズに対応した大学等の誘致策の検討や特色ある学部を設置支援など、魅力ある大学づくりに取り組みます。	政策企画部
⑨ 大学の持つ知的資源を活用し、地域課題を解決するため、共同研究の推進等、様々な形で大学との連携を推進します。	政策企画部

施策（２） 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり

主な取組	主な担当部局
① [Redacted]	教育庁 保健福祉部
② [Redacted]	教育庁 保健福祉部
③ [Redacted]	教育庁
④ [Redacted]	保健福祉部 教育庁
⑤ [Redacted]	教育庁 総務部
⑥ [Redacted]	教育庁 保健福祉部
⑦ [Redacted]	教育庁



中高一貫教育校での授業風景



大学との共同研究



放課後子ども教室



特別支援教育の推進（学校間交流・居住地校交流）



就学前教育の推進

Ⅲ. 「新しい人財育成」へのチャレンジ

政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県

これまでの成果

- ◆いばらき出会いサポートセンターを中心とした結婚支援事業を展開した結果、成婚者数が増加（2017：1,930組⇒2020：2,352組）
- ◆保育所等の保育の受け皿の整備と保育士の確保に努めた結果、待機児童ゼロの水準を達成（2021）
- ◆放課後児童クラブに関する施設整備と併せて放課後児童支援員の育成に努めた結果、同クラブの実施箇所数が増加（2018：961箇所⇒2020：1,074箇所）
- ◆児童の虐待又はその疑いがある事案の早期発見・早期対応のため、体制強化を図り、児童相談所の専門職員を増員（児童福祉司 2018：69名⇒2020：93名 児童心理司 2018：31名⇒2020：43名）
- ◆児童虐待事案を警察と児童相談所で全件情報共有し、児童虐待事案に迅速に対応（2018：1,504件⇒2020：1,861件）

いばらき出会いサポートセンター



今後の課題

- 未婚化・晩婚化が進行していることから、若い世代のニーズに合わせた結婚支援を強化していく必要があります。
- 待機児童ゼロを維持しつつ、少子化による利用者減の到来を見据え、保育の受け皿整備の方向性を、積極的な大規模保育整備から、保育士確保及び小規模保育整備に重点化する必要があります。
- 放課後児童クラブの登録児童数が年々増加しているため、引き続き整備を推進する必要があります。
- 年々増加する児童虐待に対応するため、引き続き相談体制の充実と、里親等の社会的養護の受け皿確保を図る必要があります。

施策（1） 結婚・出産の希望がかなう社会づくり

主な取組

主な担当部局

- ① 未婚化・晩婚化対策のため、市町村や企業・団体と連携しながら、いばらき出会いサポートセンターのサービス向上や利用促進を図り、結婚を希望する男女の出会いの場を創出します。

保健福祉部

- ② 妊娠や出産に係る不安を解消するため、安心して子どもを産み育てることのできる相談体制を整備するほか、経済的負担の軽減に取り組みます。

保健福祉部



いばらき出会いサポートセンター利用者等成婚数(累計)

地域子育て支援拠点（水戸市提供）



施策（２） 安心して子どもを育てられる社会づくり

主な取組	主な担当部局
① 小児・周産期医療体制の充実を図るため、医療機関等の役割分担や広域的な連携強化などにより、24時間体制での救急対応や小児在宅医療を支援します。	保健福祉部
② 安心して子育てできる環境づくりのため、子育て支援拠点づくりや病児・病後児保育等を推進するほか、医療費助成制度（マル福）等により、経済的負担の軽減に取り組みます。	保健福祉部
③ 待機児童ゼロの水準を維持するとともに、多様な幼児教育・保育のニーズに対応するため、認定こども園等の整備や小規模保育事業等による受け皿の拡大に取り組みます。	保健福祉部
④ [Redacted]	教育庁 保健福祉部
⑤ 放課後の児童の安心・安全な居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備を推進するとともに、放課後児童支援員の確保や質の向上に取り組みます。	保健福祉部

施策（３） 児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援

主な取組	主な担当部局
① [Redacted]	保健福祉部 教育庁
② [Redacted]	保健福祉部 教育庁 警察本部
③ 社会全体で子どもを育むため、里親の発掘や育成、児童と里親のマッチング、アフターケアを担う民間機関の一貫した支援を通じて、要保護児童のより家庭的な環境での養育を推進します。	保健福祉部
④ 子どもの権利が守られ、その将来が生育環境に左右されることのないよう、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援や居場所の提供に重点的に取り組みます。	保健福祉部
⑤ [Redacted]	保健福祉部 教育庁



Ⅲ. 「新しい人財育成」へのチャレンジ

政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

これまでの成果

- ◆優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供及び教育普及を推進するため、県内6つの県立美術館・博物館の特色を活かしたさまざまな展覧会を開催
- ◆民俗文化財の普及啓発や継承者の気運や誇りの醸成を図るため、「茨城県郷土民俗芸能の集い」を県内各地の文化施設や公園等で2019年度まで毎年度開催
- ◆第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」において、これまでの競技力強化の成果により、天皇杯・皇后杯を獲得



「いきいき茨城ゆめ国体」で天皇杯・皇后杯を獲得

今後の課題

- 人生100年時代の到来が予測される中、社会の変化に対応するため、生涯にわたって学習することができ、学習成果を生かすことのできる環境が求められています。
- 生活を豊かにするため、文化活動の機会の充実など、芸術や伝統文化に親しむことが求められています。
- ライフスタイルや価値観が多様化するなか、県民がそれぞれの余暇を楽しむことができる機会や環境が求められています。
- 国内外で活躍するトップアスリートを輩出するためには、県内ジュニア選手の発掘・育成を行うとともに、トップアスリート育成システムの構築や各競技団体による選手育成を進める必要があります。
- 茨城国体や東京オリンピック・パラリンピック等の大規模スポーツイベントのレガシーを十分に活かしたスポーツ振興に取り組むことが求められています。

施策（1） 生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

主な取組	主な担当部局
①	教育庁
②	政策企画部 教育庁
③	教育庁 県民生活環境部
④	教育庁 県民生活環境部
⑤	教育庁 県民生活環境部

施策（２） スポーツの振興と遊びのある生活スタイル

主な取組

主な担当部局

①

教育庁

② スポーツ振興の一環として見るスポーツへの県民の参加を促進するため、プロスポーツクラブや関係団体等と連携して地域イベントの開催等を推進します。

県民生活環境部

③ 生涯スポーツの振興のため、地域スポーツにおける指導者の資質向上や総合型地域スポーツクラブ等の活性化を支援します。

県民生活環境部

④

土木部
教育庁

⑤ 新しい生活様式においても、県民が集い、多様な生活を楽しむことができるよう、本県の地域資源であるフード、音楽、スポーツ、アウトドアなどを活かした大規模な大会、イベント、お祭りなどの開催、実施環境の整備を通じ、遊びある楽しい生活スタイルの創出に取り組みます。

全部局



生涯学習センターでのイベント



近代美術館での対話型観賞の様子



学校等での文化芸術活動（茶道）



ジュニアアスリート育成事業（コーディネーショントレーニング）

Ⅲ. 「新しい人財育成」へのチャレンジ

政策15 自分らしく輝ける社会

これまでの成果

- ◆政策方針決定過程の女性の参画促進を進め、法令設置審議会等委員の女性割合が増加（2017：30.7%⇒2020：36.0%）
- ◆性別による固定的役割分担意識を持たない県民の割合が増加（2014：52.8%⇒2019：67.3%）
- ◆市町村や経済団体、労働団体と連携して、企業における働き方改革の促進に取り組んだ結果、県内中小企業の年次有給休暇取得率が向上（2018：52.68%（全国14位）⇒2020：60.63%（全国8位））



いばらきダイバーシティ宣言募集ポスター

今後の課題

- 女性の活躍を推進する上での諸課題について解決を図りながら、女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現が求められています。
- いまだ3割の県民が、性別による固定的役割分担意識を持っていることから、引き続き、意識啓発に取り組んでいく必要があります。
- 在住外国人の増加が見込まれる中、在住外国人が地域社会の一員として日本人と共生できるよう生活環境の整備を図る必要があります。
- 働くことを希望する全ての人がその能力を十分に発揮することができるよう、個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる環境を整備する必要があります。

施策（1） 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり

主な取組

主な担当部局

- ① ダイバーシティ社会の構築のため、性別・人種・価値観等の多様性を受容する取組とともに、県民や企業の理解を深めるなど、関係機関等と連携した啓発活動を推進します。

全部局

- ② 多文化共生社会を推進するため、多言語による相談や情報提供のほか、地域日本語教育の充実や住民との交流促進など、外国人にとっても住みやすい環境づくりに取り組みます。

県民生活環境部

③

教育庁

④

教育庁

- ⑤ 様々な人権問題に対応するため、各相談機関と連携した人権相談のほか、人権擁護団体等と連携した研修を実施し、地域における人権啓発活動の指導者の育成を推進します。

保健福祉部

⑥

教育庁

施策（２） 女性が輝く社会の実現

主な取組	主な担当部局
① 男女共同参画社会を実現するため、県民への意識啓発や企業等と連携した経営層の意識改革など、性別による固定的役割分担意識の解消に取り組みます。	県民生活環境部 産業戦略部
② 女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できるよう、女性人材や女性リーダーの育成に取り組むとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	県民生活環境部
③ 育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるよう、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事・育児への参画を促進します。	県民生活環境部 産業戦略部
④ 女性のキャリア形成を支援するため、女性向け相談窓口を設置するとともに、女性の登用に積極的に取り組む企業を表彰し、県内に広く発信します。	県民生活環境部 産業戦略部
⑤ 女性の起業や就職・再就職、学び直し等を支援するため、円滑に資金調達できる環境を整備するほか、職業訓練の場の充実などに取り組みます。	産業戦略部

施策（３） 働きがいを実感できる環境の実現

主な取組	主な担当部局
① 企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識改革などに取り組みます。	産業戦略部
② 建設業の働き方改革を促進するため、県発注工事における休日の確保等による就労環境の改善やICTの活用による生産性の向上等を推進するほか、従事者の安全及び健康の確保に取り組みます。	土木部
③ 誰もが自ら望むキャリアを形成し、就労できるよう、キャリアカウンセリング等の一貫した支援をいばらき就職支援センターにおいて実施します。	産業戦略部
④ 東南アジアなど成長著しい諸外国の活力を取り込むため、関係機関と連携し、技能実習や特定技能、高度人材などの外国人材が活躍できる就労環境の整備に取り組みます。	産業戦略部 保健福祉部 農林水産部 土木部
⑤ ケアラーが就労とケアを両立できるよう、関係機関と連携し、事業者の理解促進を図るとともに、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進します。	保健福祉部 産業戦略部

ダイバーシティ推進センターオープニングイベント



外国人住民を含めた地域交流の催し



いばらき働き方改革推進月間ポスター



IV 「新しい夢・希望」

将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、県内外から選ばれる、魅力ある茨城（IBARAKI）づくりを推進します。



16 魅力発信No.1プロジェクト

国内外へ向け戦略的な情報発信を行い、観光誘客や県産品のブランド化を推進します。



- (1)「茨城の魅力」発信戦略
- (2)県民総「茨城大好き！」計画

75. 本県情報のメディアへの掲載による 広告換算額	76. 茨城県に「愛着を持つ」県民の割合
2020年 101億円	2020年 72.1%
▶	▶
2025年 170億円	2025年 80%

17 世界に飛躍する茨城へ

県産品の輸出を促進するとともに、ベンチャー企業の支援などによりイノベーションの拠点の形成を図ります。



- (1)世界に広がるIBARAKIブランド
- (2)世界に挑戦するベンチャー企業の創出（茨城シリコンバレー構想）

77. 農林水産物及び工業製品等の輸出額	78. ベンチャー企業が行った3億円/回以上の 資金調達件数（経年累計）	79. 宇宙関連サービスの提供又は宇宙機器・部品による 売り上げを得た宇宙ベンチャー・企業数（経年累計）
2020年 103億円	2020年 8件	2020年 2社
▶	▶	▶
2025年 198億円	2025年 30件	2025年 12社

18 若者を惹きつけるまちづくり

若者が望む様々な雇用を創出するとともに、多様な働き方の機会提供により移住・二地域居住を促進するなど東京圏から本県への新しい人の流れを作ります。



- (1)若者に魅力ある働く場づくり
- (2)若者を呼び込む茨城づくり

80. 大学・高校卒業者の県内企業等 への就職者数（期間累計）	81. 本社機能移転に伴う県外からの 移転者・新規採用者数（期間累計）	82. 本社機能等の移転等に伴う 新規立地件数（期間累計）	83. 関係人口数(地域に関心を持ち、多 様に関わる「関係人口数」)(経年累 計)
2020年 8,267人	2020年 1,016人	2020年 126件	2020年 2,780人
▶	▶	▶	▶
2025年 33,900人	2025年 1,360人	2025年 160件	2025年 8,510人

19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

AIやIoTなどの先端技術を地域の課題を踏まえ活用していくことで、県民が安心・安全に暮らせる社会環境づくりを推進します。



- (1)先端技術による社会変革やデータの活用の加速化
- (2)スマート自治体の実現に向けた取組の推進

84. スマート農業技術の導入を促進し、販売 金額1億円以上を達成した農業経営体数	85. 4億円以上の売上高達成を目指し、 スマート農業技術を導入した林業経営体数 (経年累計)	86. ICTを導入した養殖業経営体数 (期間累計)	87. 県土木部発注工事においてICTを 活用した工事件数の割合
2020年 0.3千経営体	2020年 1経営体	2020年 0経営体	2020年 13.6%
▶	▶	▶	▶
2025年 0.5千経営体	2025年 10経営体	2025年 3経営体	2025年 100%
88. 新製品・技術・サービスの 創出件数（期間累計）	89. 児童生徒のICT活用を指導することが 「できる」と答えた教員の割合	90. 基本情報技術者試験の茨城県 合格者数（期間累計）	91. オンラインですべての行政手続き ができる自治体数
2020年 9件	2020年 32.0%【小中】 24.5%【高校】	2020年 410人	2020年 1自治体
▶	▶	▶	▶
2025年 66件	2025年 100%【小中高】	2025年 3,710人	2025年 45自治体

20 活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

広域交通ネットワークをはじめとした社会資本を整備するとともに、人にやさしい魅力あるまちづくりを進めます。



- (1)未来の交通ネットワークの整備
- (2)人にやさしい、魅力あるまちづくり

92. 県管理道路の改良率	93. 重要港湾（茨城港・鹿島港） コンテナ取扱貨物量	94. 茨城空港の旅客数	95. 県管理道路における通学路の 歩道整備率
2020年 77.1%	2020年 66,496TEU	2020年 209千人	2020年 77.6%
▶	▶	▶	▶
2025年 80.1%	2025年 78,500TEU	2025年 850千人	2025年 80.4%

チャレンジで描かれる近い未来の姿

IBARAKIブランドの確立

- ◆郷土に愛着と誇りを持つ県民が増えていくとともに、県民自ら率先して地域の魅力を発信することで、「住みよさ」、「食の大国」としてのイメージが浸透していきます。
- ◆海外の友好都市等との文化・経済面での国際交流の促進や、高付加価値な県産品の海外における需要増加などによりIBARAKIブランドが形成されていきます。



世界への飛躍

- ◆最先端科学技術の集積が進み、活力あるイノベーション拠点が形成され、ベンチャー企業の創出や成長の好循環を生み出すビジネス環境が構築されるなど、世界から注目されるエリアになっていきます。



まちづくり

- ◆県土の新たな発展基盤が整備されていくとともに、自動運転等の移動技術が発達し、地域間における人・モノの対流・連携が活発になっていきます。
- ◆生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携を図りながら、歴史・伝統、芸術・文化、スポーツなど地域資源を活かした人にやさしい魅力ある地域づくりが進められていきます。

IV. 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

政策16 魅力発信No.1プロジェクト

これまでの成果

- ◆首都圏メディア等に向けた積極的なパブリシティ活動や、アンテナショップにおける県産品のPR強化、自治体初となる公認Vtuber茨ひよりを起用した、いばキラTVでのコンテンツ配信などを実施
- ◆本県情報のメディアへの掲載による広告換算額が増加（2017：71億円→2020：101億円）
- ◆いばキラTVの動画視聴回数が増加（2017：約2,649万回→2020：約4,231万回）
- ◆県公式ツイッターのフォロワー数（累計）が増加（2018年3月：116,019→2021年3月：161,560）
- ◆いばらき観光マイスターに延べ1,506人（2021年3月）を認定し、宿泊施設や観光施設などで心のこもったおもてなしを実施



茨ひより(県公認Vtuber)

今後の課題

- 観光誘客及び県産品のブランド化などを一層推進するため、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた観光資源や話題性のある地域資源について、各種メディアでの露出拡大を図る必要があります。
- アンテナショップを活用した県産品のPRや、インターネットメディアの活用によるPRなど、本県の魅力発信に戦略的に取り組んでいく必要があります。
- 若年層に対する本県魅力の認知度向上のため、SNSやホームページ等を通じて県政情報や旬の情報を積極的に情報発信し、本県をより知っていただく必要があります。
- 若年層や他県からの移住者に向けた上記の施策の充実に努め、県民の郷土愛の醸成に向けて取り組む必要があります。

施策（1） 「茨城の魅力」発信戦略

主な取組	主な担当部局
① 観光誘客や県産品のブランド化を推進するため、テーマ・ターゲットに応じた戦略的な情報発信を行い、各種メディアでの露出拡大を図ります。	営業戦略部
② 厳選された茨城の逸品を国内外へ発信するため、首都圏のPR拠点、マーケティングの場としてアンテナショップの活用を推進します。	営業戦略部
③ 本県の魅力の認知向上と、人々の行動変容を図るため、磨き上げを進める観光資源等の動画を制作・配信するなど、インターネットを活用したプロモーションを推進します。	営業戦略部
④ 本県の魅力を世界へ広めるため、海外メディアでの情報発信やSNSを活用したデジタルマーケティング等により、本県の多様な地域・観光資源について話題化を促進します。	営業戦略部
⑤ 農林水産物や加工食品、工業製品等の新たな市場を開拓するため、海外での販売促進活動を支援するとともに、現地メディア関係者等に対して魅力を直接発信する取組等を推進します。	営業戦略部

施策（２） 県民総「茨城大好き！」計画

主な取組

主な担当部局

① 県民の本県への魅力の再認識を促すため、県広報紙「ひばり」やSNS等の媒体を活用し、特に若年層を意識した写真や動画などを積極的に配信して、本県の魅力を紹介します。

営業戦略部

② おもてなしの向上を図るため、「いばらき観光マスター」制度の活用等を通じて、郷土への誇りと愛着を持ち、自ら率先して地域の魅力を発信できる人材の育成に取り組みます。

営業戦略部

③

教育庁

アンテナショップ 「IBARAKI senseーイバラキセンスー」



いばキラTV 「絶景茨城」による県内観光施設の紹介



海外販路開拓の取組



いばらき観光マスターによる「おもてなし」



海外メディアでの情報発信（台湾の人気インターネットTV「木曜四超玩」）



IV. 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

政策17 世界に飛躍する茨城へ

これまでの成果

- ◆海外における販売促進活動やビジネスマッチング等の販路開拓の取組により、農林水産物及び県支援企業の輸出額（2017：90.8億円→2020：102.7億円）や、県の支援により成約した輸出商談件数が増加（2017：38件→2020：122件）
- ◆産業技術イノベーションセンターの共同研究等支援により、企業が製品化・実用化・ビジネス創出を行った件数について、2020年度までに98件（累計）となり目標値96件を達成
- ◆地域の起業支援の取組を国が後押しするグローバル拠点都市（全国で4か所）に、県やつくば市が参加するコンソーシアムが選定（2020）

加工食品に係る
海外販路開拓の取組



今後の課題

- 更なる海外販路開拓のため、市場調査等を踏まえた商品開発や海外バイヤーの需要開拓、商談支援等、市場ニーズに対応したマーケットインの取組を継続的に行う必要があります。
- 関係機関と連携し、ベンチャー企業の創出や成長の好循環を生み出すビジネス環境（エコシステム）を構築していく必要があります。
- 新商品・新技術開発を行う際には、製品化後の販売戦略も含めた支援が行えるように取り組んでいく必要があります。

施策（1） 世界に広がるIBARAKIブランド

主な取組

主な担当部局

- | | |
|---|-------|
| ① 農林水産物や加工食品、工業製品等の輸出を促進するため、国際認証の取得、市場調査等を踏まえた商品開発、海外バイヤーの需要開拓及び商談等の海外販路開拓を支援します。 | 営業戦略部 |
| ② 県のグローバル化を進めるため、人的交流や双方の製品の販路拡大などにより本県とゆかりの深い国々や海外の友好都市等との文化・経済両面での国際交流を推進します。 | 営業戦略部 |
| ③ 本県の魅力を世界へ広めるため、海外メディアでの情報発信やSNSを活用したデジタルマーケティング等により、本県の多様な地域・観光資源について話題化を促進します。 | 営業戦略部 |
| ④ 農林水産物や加工食品、工業製品等の新たな市場を開拓するため、海外での販売促進活動を支援するとともに、現地メディア関係者等に対して魅力を直接発信する取組等を推進します。 | 営業戦略部 |

工芸品に係る海外販路開拓の取組



オンラインでの商談会



農林水産物及び工業製品等の輸出額



施策（2） 世界に挑戦するベンチャー企業の創出（茨城シリコンバレー構想）

主な取組 主な担当部局

① ベンチャー企業の創出・育成のため、技術シーズの発掘から定着までの一貫支援や、起業家や投資家、研究者などの交流機会の設定により、スタートアップ・エコシステムを構築します。 産業戦略部

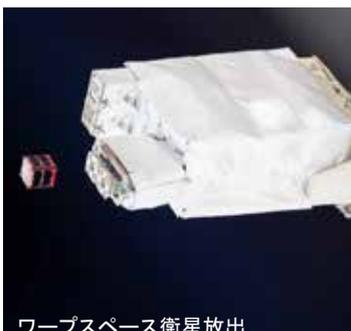
② 企業の新商品・新技術開発を促進するため、試験研究機関や大学等との共同研究に取り組むとともに、開発から販売戦略まで一貫して支援します。 産業戦略部

③ 宇宙関連ベンチャーの創出・立地と、県内企業の宇宙ビジネスへの参入を促進するため、国や宇宙航空研究開発機構（JAXA）等と連携した取組を推進します。 産業戦略部

④ 産業戦略部
教育庁

⑤ 世界のイノベーションをリードするグローバル拠点都市を目指すため、つくばに多くの研究機関が集積する強みを活かした魅力あるまちづくりに取り組みます。 政策企画部
産業戦略部

いばらき宇宙ビジネスセミナー



○いばらき宇宙ビジネス支援事業による新規参入例

IV. 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

政策18 若者を惹きつけるまちづくり

これまでの成果

- ◆全国トップクラスの補助制度の創設などにより、成長分野の本社機能等の誘致を強力に進めた結果、多くの最先端分野の本社・研究開発拠点の立地を実現
- ◆外資系企業による投資件数を15件誘致（2018-2020累計値）
- ◆2020年に「スタートアップビザ制度」を導入し、海外の優れた技術や人材の誘致を進めた結果、外国人起業家が宇宙ロケット開発会社を設立
- ◆大学等が持つ最先端の技術シーズを活かした事業化プランの作成支援を通じて、2018年度からの3年間で6件の起業を達成



「スタートアップビザ制度」
証明書交付

今後の課題

- 本社機能や研究施設をはじめ、生産拠点など、若者が望む様々な雇用の創出が求められています。
- 多様な就労環境や安心して就労できる環境などを提供することにより、東京圏等から本県への新しい人の流れを作っていくことが求められています。
- ライフスタイルや価値観が多様化するなか、県民がそれぞれの余暇を楽しむことができる機会や環境が求められています。
- 学生の創業機運を更に醸成するためには、先輩起業家や投資家など、様々な方との交流機会を提供していく必要があります。

施策（1） 若者に魅力ある働く場づくり

主な取組

主な担当部局

- | | |
|--|-------|
| ① 様々な分野の雇用を生み出すため、今後大きな成長が見込まれる産業の本社や研究開発拠点等を積極的に誘致し、新たな産業基盤づくりを推進します。 | 立地推進部 |
| ② 雇用とイノベーションの創出を図るため、海外に向けた投資環境のPRや県内企業等とのビジネスマッチングの機会創出により、外資系企業による投資を促進します。 | 営業戦略部 |
| ③ ベンチャー企業の創出・育成のため、技術シーズの発掘から定着までの一貫支援や、起業家や投資家、研究者などの交流機会の設定により、スタートアップ・エコシステムを構築します。 | 産業戦略部 |
| ④ UIターンを促進するため、大学や産業界等と連携して、県内企業の仕事・魅力発信や特色あるインターンシップ等に取り組み、本県への新しい人の流れを創出します。 | 産業戦略部 |

いばらき就職チャレンジナビ



いばらき1Day仕事体験



企業の採用力強化支援



施策（２） 若者を呼び込む茨城づくり

主な取組

主な担当部局

- ① 移住や二地域居住を促進するため、市町村と連携し、移住者の受入環境の整備等に取り組むとともに、移住希望者と地域が継続的なつながりを持つ機会を提供します。

政策企画部

- ② 新しい生活様式や多様化するニーズに対応するため、自然を活用したアウトドアレジャーやロケ地を巡るツアー、本県の文化を学べる体験コンテンツなど、トレンドにあわせた観光を推進します。

政策企画部
県民生活環境部
営業戦略部

③

営業戦略部
教育庁

④

土木部
教育庁

- ⑤ 新しい生活様式においても、県民が集い、多様な生活を楽しむことができるよう、本県の地域資源であるフード、音楽、スポーツ、アウトドアなどを活かした大規模な大会、イベント、お祭りなどの開催、実施環境の整備を通じ、遊びある楽しい生活スタイルの創出に取り組みます。

全部局



移住相談の様子



移住検討者に対する情報発信



関係人口創出の取組



いばらき都市緑化フェスティバル



自然を活かしたレジャー

IV. 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

政策19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

これまでの成果

- ◆「茨城県オープンデータカタログサイト」の公開データ数を拡充（2018年3月：186データセット→2021年3月：530データセット）
- ◆中心市街地の渋滞緩和や過疎地域における公共交通の維持・移動手段の確保など交通面の課題解消を目指し、産学官連携のつくばスマートシティ協議会において、先端モビリティ等による課題解決モデルの構築に向けた実証実験を実施
- ◆国のGIGAスクール構想の前倒しに合わせて、2020年度内に1人1台端末等の環境整備を完了
- ◆ITに関する人材育成として、2020年度からは実践的なスキルを学ぶ「いばらき高度IT人材アカデミー（データサイエンティスト育成講座）」を開講



デジタルトランスフォーメーション

今後の課題

- 急激な人口減少や少子高齢化など多くの困難に直面する中、AIやIoT、ビッグデータなどの急速に進展するデジタル技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、社会課題を解決することが求められています。
- デジタル技術の活用に向けた、情報システムやオープンデータ等の整備、人材育成など環境の充実が求められています。
- 県民があらゆる行政手続きをいつでもどこでもオンラインできるとともに、職員が効果的かつ効率的に仕事に取り組み、県民のためにより価値のある行政サービスを将来にわたり持続可能な形で提供する「スマート自治体」の実現に向けた取組の推進が求められています。

施策（1） 先端技術による社会変革やデータの活用の加速化

主な取組（先端技術の活用）

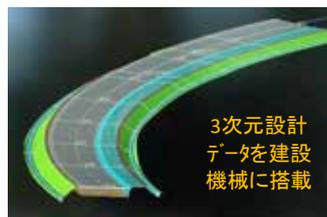
主な担当部局

- | | |
|---|------------|
| ① 脱炭素社会の実現のため、省エネ行動による二酸化炭素排出削減量の見える化に取り組み、県民や事業者等の省エネの取組を促進します。 | 県民生活環境部 |
| ② 農林水産業の成長産業化のため、ICTやAI、ロボット技術等を活用した効率的な農林水産物の生産技術の開発・導入を促進し、スマート農林水産業の実現に取り組みます。 | 農林水産部 |
| ③ 建設分野における生産性の向上や社会インフラの維持管理の効率化・高度化を図るため、建設プロセス全体でICTやAI等のデジタル技術の活用を推進します。 | 土木部
企業局 |
| ④ DXの取組を加速化するため、身近な課題をデジタル技術で解決し、県全体としてDXの機運醸成に取り組みます。 | 全部局 |



ドローンによるキャベツ撮影

建設現場でのICT活用



3次元設計データを建設機械に搭載

位置情報と設計データを基に、建設機械を半自動制御し、施工を効率化



衛生測位により位置情報を取得

受信機

ICT建設機械

IV. 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

主な取組（データの活用や人材育成など）	主な担当部局
⑤ 企業の競争力を強化するため、デジタル技術を活用できる人材の育成などに取り組むことにより、新分野進出やビジネス創出を促進します。	産業戦略部
⑥ [Redacted]	教育庁
⑦ [Redacted]	産業戦略部 教育庁
⑧ 民間企業等による多様なサービスを創出するため、庁内で保有するデータのオープンデータ化やデータへの提案・要望による改善を推進し、オープンデータの充実と利活用に取り組めます。	政策企画部
⑨ 安全・安心・快適な移動を実現するため、公共交通の運行データ等のオープン化を促進し、MaaSなどの利活用につなげます。	政策企画部

施策（2） スマート自治体の実現に向けた取組の推進

主な取組	主な担当部局
① デジタル技術を活用し、県民の利便性や業務効率化などによる行政サービスのさらなる向上を図るため、市町村の行政手続きのオンライン化や基幹システムの標準化を推進します。	政策企画部
② 誰もがホームページやウェブサービスを利用できるよう、県が提供するウェブサイトのアクセシビリティの確保などにより、デジタルデバイドの解消に取り組めます。	政策企画部 営業戦略部
③ 民間等のノウハウを積極的に活用し、県庁業務のさらなる効率化を図るため、これまで以上にデジタル技術を活用した業務改革を進めるとともに、独自にシステムを保有しないなど費用対効果に優れた業務システムの利用を推進します。	総務部 政策企画部
④ 前例にとらわれずデジタル技術を活用して行政課題を解決できるよう県職員の意識改革に取り組むとともに、デジタル技術に関する知見を持ち現場の実態に沿った導入を進めることができる人財を育成します。	総務部 政策企画部
⑤ 県民がDXの恩恵を実感できるよう、県民目線でデジタル技術を活用した県庁の業務改革を進め、県民サービスの充実を図ります。	総務部 政策企画部



IV. 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

政策 20 活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

これまでの成果

- ◆茨城港常陸那珂港区におけるコンテナ取扱貨物量が増加し、過去最高を達成（2017：29,827TEU→2020：47,539TEU（暦年））
- ◆バリアフリー重点整備地区における県及び市町村管理歩道のバリアフリー化割合が増加（2017：63.1%→2020：70.5%）
- ◆立地適正化計画について、2021年度までに30市町村（累計）が策定完了し、2027年度の目標値を前倒しで達成



茨城港常陸那珂港区

今後の課題

- 本県の発展基盤である陸・海・空の広域交通ネットワークの形成・充実が求められています。
- 国内外のさまざまな地域との玄関口となる港湾・空港のさらなる利活用が求められています。
- ハード面（バリアフリー化、歩行空間の確保等）及びソフト面（住民サービスの向上等）の取組により、安心して快適に暮らせる人にやさしいまちづくりが求められています。
- 地域特性を最大限活用し、「住みたい・住み続けたい」と思える、魅力あるまちづくりが求められています。

施策（1） 未来の交通ネットワークの整備

主な取組（陸上ネットワーク）

主な担当部局

- | | |
|--|-------------------------------|
| ① 高速道路ネットワークの形成のため、東関東水戸線の全線開通や圏央道の4車線化の整備を促進するとともに、東関東水戸線の鹿嶋・神栖方面への延伸に向けて検討します。 | 政策企画部
土木部 |
| ② 高速道路のアクセス性向上等を図るため、スマートICの新設を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進します。 | 土木部 |
| ③ 都市地域間のネットワーク強化や地域の拠点へのアクセス強化のため、筑西幹線道路や県北地域高規格道路など、広域的な幹線道路の整備を推進します。 | 政策企画部
土木部 |
| ④ 交通の円滑化を図るため、交通管制システムにより制御できるエリアの見直しやICT等を活用した渋滞対策等を推進します。 | 政策企画部
土木部
警察本部 |
| ⑤ つくば経済圏と県央・県北地域の広域的な交流を促すため、TXの県内延伸や（仮称）茨城縦貫幹線道路（つくば-笠間-大子）の整備に向けて検討します。 | 政策企画部
土木部 |
| ⑥ 東京圏と県南・県西地域の交通ネットワークを強化するため、TXの東京延伸や地下鉄8号線の県内延伸に向けた検討を行うとともに、都市軸道路の整備を推進します。 | 政策企画部
土木部 |
| ⑦ 移動に係る社会課題の解決を図るため、新たな移動手段の研究開発及び実用化に必要な実証試験の実施等を支援をします。 | 政策企画部
産業戦略部
土木部
警察本部 |

主な取組（空と海のネットワーク）

- | | |
|---|--------------|
| ⑧ 茨城空港の利活用を促進するため、チャーター便を含めた路線の拡充や既存路線の一層の利用促進を図るとともに、空港を核とする地域の賑わい拠点づくりを推進します。 | 営業戦略部 |
| ⑨ 首都圏のニューゲートウェイ創出のため、茨城港・鹿島港の防波堤や岸壁の整備を進め、経済・産業を支える物流拠点等としての港湾機能の強化を推進します。 | 土木部 |
| ⑩ 港湾の利用促進を図るため、ポートセールス等を積極的に推進し、取扱貨物量の増加や定期航路の拡充、開設等を促進します。 | 立地推進部
土木部 |

施策（２） 人にやさしい、魅力あるまちづくり

主な取組（人にやさしいまちづくり）

主な担当部局

① 健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、スマートシティや都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト+ネットワーク）に取り組みます。

政策企画部
産業戦略部
土木部

② 安心して快適な生活を送ることができるよう、安全な歩行空間の確保、公共施設のバリアフリー化及び住宅・住環境の整備を推進するとともに、安全で快適な質の高い住まいの供給を促進します。

保健福祉部
土木部

③ 誰もがホームページやウェブサービスを利用できるよう、県が提供するウェブサイトのアクセシビリティの確保などにより、デジタルデバイドの解消に取り組みます。

政策企画部
営業戦略部

主な取組（魅力あるまちづくり）

④

政策企画部
立地推進部
教育庁

⑤

政策企画部
教育庁

⑥ 地域の活性化を図るため、プロスポーツクラブ等との連携や、若手アーティストの招へい等、スポーツや芸術を活用した取組を推進します。

政策企画部
県民生活環境部

⑦ 自転車活用による地域の活性化を図るため、安全・安心な走行環境の整備やサイクルツーリズムなどの取組を推進します。

県民生活環境部
営業戦略部
土木部

⑧ 快適で美しい街並みや人々のレクリエーション・交流空間を創出するため、都市公園等の整備を通じ、地域の魅力を活かしたまちづくりを推進します。

土木部



「いばらき幸福度指標」案について

〇いばらき幸福度指標案一覧

チャレンジ	キーワード	指標名	指標が示すもの	指標の根拠となる統計			
				統計名	更新頻度	根拠となる調査項目・算出方法等	
新しい豊かさ 含まれる政策：質の高い雇用の創出、新産業育成と中小企業等の成長、強い農林水産業、ジジット茨城～新観光創生～、自然環境の保全と再生							
1	雇用	雇業者報酬（雇業者1人当たり）	雇用されている方の賃金の高さ	内閣府「県民経済計算」	毎年	県民雇業者報酬÷県民雇業者数	
2		正規雇用率	正規に雇用されている方の多さ	総務省「就業構造基本調査」	5年毎	会社などの役員を除く雇業者のうち正規雇業者の割合	
3	産業振興	県民所得（県民1人当たり）	県全体の稼ぎの大きさ	内閣府「県民経済計算」	毎年	(県民雇業者報酬+財産所得(非企業部門)+企業所得)÷総人口	
4		工場立地件数	質の高い雇用の充実状況	経済産業省「工場立地動向調査」	毎年	工場又は研究所を建設するために、本県に1,000㎡以上の用地を取得又は借地した社の数	
5		労働生産性（1時間当たり）	産業の競争力の高さ	内閣府「県民経済計算」 総務省「労働力調査」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」	毎年	県内総生産÷総労働時間（毎月勤労統計調査の総実労働時間×12か月×労働力調査の就業者数）	
6	農林水産業	農林水産業の付加価値創出額（県民1人当たり）	儲かる農林水産業の実現状況	内閣府「県民経済計算」 総務省「人口推計」	毎年	農林水産業総生産額（名目）÷総人口	
7	観光振興	外国人宿泊者数（県民千人当たり）	インバウンドの推進状況	観光庁「宿泊旅行統計調査」 総務省「人口推計」	毎年	外国人延べ宿泊者数(人泊)/総人口*1000	
8		国内旅行者数	魅力ある地域資源の充実状況	観光庁「旅行・観光消費動向調査」	毎年	観光・レクリエーション目的で本県を訪れた日本人観光客数	
9	環境保全	CO2排出量（県民1人当たり）	カーボンニュートラルの推進状況	環境省「自治体排出量カルテ」 総務省「人口推計」	毎年	全部門(産業・家庭・運輸・一般廃棄物)合計CO2排出量÷総人口	
10		一般廃棄物リサイクル率	持続可能な循環型社会の実現状況	環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」	毎年	総資源化量÷(ごみ総処理量+集団回収量)×100	
新しい安心安全 含まれる政策：県民の命を守る地域保健・医療・福祉、健康長寿日本一、障害のある人も暮らしやすい社会、安心して暮らせる社会、災害・危機に強い県づくり							
1	医療・介護・看護	医師数（県民10万人当たり）	地域医療・福祉を支える人材の充実状況	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」	2年毎	人口10万人あたりの医師数	
2		看護師数（県民10万人当たり）		厚生労働省「衛生行政報告例」	2年毎	人口10万人あたりの就業看護師数	
3		介護職員数（県民10万人当たり）		厚生労働省「介護サービス施設、事業所調査」	毎年	人口10万人あたりの介護職員数（常勤換算従事者数）	
4		離職率（介護・看護理由）		ケアラー等介護を行う家族への支援の充実状況	総務省「就業構造基本調査」	5年毎	過去1年間に前職を離職した者のうち、介護・看護のために前職を離職した者の割合
5		自殺者数（県民10万人当たり）		誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現状況	厚生労働省「人口動態調査」	毎年	人口10万人あたりの自殺者数
6	健康長寿	健康寿命	自立した健康的な暮らしの実現状況	厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」	3年毎	心身ともに自立し、健康的に生活できる期間 (男性の健康寿命+女性の健康寿命)÷2	
7	障害者自立支援	障害者雇用率	働く意欲を持つ者が就業できる環境整備と、企業の社会的責任の実施状況	厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」	毎年	民間企業における実雇用率	
8	犯罪防止	刑法犯認知件数（県民千人当たり）	身のまわりの安全（犯罪リスク）の状況	警察庁「犯罪統計」	毎年	警察において発生を認知した事件（刑法犯）の数	
9	防災対策	自主防災組織カバー率	地域コミュニティによる防災力の高さ	消防庁「消防白書」	毎年	自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯割合	
10		自然災害死者・行方不明者数	災害に強い県づくりの実現状況	消防庁「地方防災行政の現況」	毎年	自然災害による人的被害のうち死者・行方不明者の数（3カ年平均）	

チャレンジ	キーワード	指標名	指標が示すもの	指標の根拠となる統計		
				統計名	更新頻度	根拠となる調査項目・算出方法等

新しい人財育成 含まれる政策：次世代を担う「人財」、魅力ある教育環境、日本一、子どもを産み育てやすい県、学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城、自分らしく輝ける社会

1	教育振興		子どもが主体的に挑戦し続ける姿勢	国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」	毎年	「授業では課題の解決に向けて自分で考え自分から取り組んでいたと思う」と考える生徒の割合
2			大学進学する人財の多さ	文部科学省「学校基本調査」	毎年	高等学校(全日制・定時制)卒業者のうち大学等進学者の割合(大学・短期大学(通信教育部含む)、高等学校(専攻科)、専修学校は含まない)
3			児童生徒の基礎学力	国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」	毎年	公立小・中学生に対する教科調査の平均正答数(問)の合計
4			児童生徒がICT活用能力を習得できる教育環境の整備状況	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	毎年	「児童生徒のICT活用を指導する能力」に「できる」「ややできる」と回答した、公立小・中・義務教育学校、高校、特別支援学校及び中等教育学校の教員の割合
5	出産・育児	合計特殊出生率	安心して子どもを産み育てられる環境の整備状況	厚生労働省「人口動態調査」	毎年	15～49歳の女性の年齢別出生率の合計(一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数)
6		待機児童率	就業を希望する養育者が仕事と育児を両立できる環境の整備状況	厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」	毎年	待機児童数÷保育所の申込者数
7	学び・文化・スポーツ・遊び	教養・娯楽(サービス)支出額	教養や芸術に触れる機会の確保状況	総務省「家計調査」	毎年	1世帯あたり年間の教養・娯楽(サービス)支出額 教養・娯楽(サービス)例：バック旅行費、習い事の月謝、映画・文化施設等入場料、スポーツ観戦料等
8			歴史や伝統文化の豊かさ	文化庁「都道府県別指定等文化財件数(都道府県分・市町村分)」	毎年	有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群保存地区・保存技術の合計数
9			運動やスポーツに親しむなどにより健やかな体が育まれている状況	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」	毎年	公立小・中学校それぞれの体力合計点(男女別)の合計
10	女性活躍・人権・多様性	女性の管理職登用率	女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現状況	総務省「就業構造基本調査」	5年毎	管理的職業従事者(内部組織の経営・管理に従事するもの。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる)のうち女性の割合
11		パートナーシップ制度人口カバー率	多様な個人を尊重しあう社会の実現状況	渋谷区・NPO法人虹色ダイバーシティ「全国パートナーシップ制度共同調査」	毎年	性的マイノリティの方を対象とするパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体の人口÷総人口
12		人権侵犯事件件数(県民1万人当たり)	いじめや虐待、ハラスメントなど個人の権利侵害のない社会の実現状況	法務省「人権侵犯事件統計」 総務省「人口推計」	毎年	1万人あたりの人権侵犯事件(差別、虐待、ハラスメント等)の件数
13	働き方	実労働時間	ワーク・ライフ・バランスの実現状況	厚生労働省「毎月勤労統計調査」	毎年	事業規模5人以上の常用労働者1人当たりの所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計

新しい夢・希望 含まれる政策：魅力発信No.1プロジェクト、世界に飛躍する茨城へ、若者を惹きつけるまちづくり、DXの推進、活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

1	国際交流	留学生数(県民10万人当たり)	多様な文化や価値観の人々と交流できる機会の多さ	(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」 総務省「人口推計」	毎年	留学生数÷総人口
2	ベンチャー創出	起業率	新たなビジネスにチャレンジできる環境の充実状況	厚生労働省「雇用保険事業年報」	毎年	当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数÷前年度末の適用事業所数
3	若者に魅力ある雇用	本社機能流出・流入数	若者に魅力ある雇用の充実状況	(株)帝国データバンク「首都圏・本社移転動向調査」	毎年	本社機能流入企業数－本社機能流出企業数
4		若者就職者増加率		厚生労働省「雇用動向調査」	毎年	事業所が新たに採用した常用労働者のうち29歳以下の就職者の3年平均増加率
5	DX推進	デジタルガバメント率(市町村)	時間と場所を問わず簡単に行政サービスを受けられる社会の実現状況	総務省「市町村のデジタル化の取組に関する情報について」 内閣官房・総務省「地方公共団体におけるオープンデータの取組状況」	毎年	マイナンバーカード取得率、マイナポータル総合整備状況率、行政手続オンライン化率、オープンデータ取組率の4指標の平均値

○「いばらき幸福度指標」の設定の考え方および幸福度の算出方法

県総合計画の推進により「県民が日本一幸せな県」の実現を目指すという考えのもと、総合計画に掲げる4つのチャレンジごとに特色となるキーワードを5つ(「新しい夢・希望」は4つ)抽出し、キーワードごとに指標を設定する。

単位が異なる指標の値を比較可能な数値とするため、各指標の値を標準化変量に置き換えた上で、幸福への重みづけを均等にするためキーワードごとに標準化変量の平均値を算出し、それらを均等加重で合算した数値により幸福度を算出する。

○「いばらき幸福度指標」の広報手段

県の考える幸福の概念及び「いばらき幸福度指標」については、計画冊子のコラム及び幸福をテーマにした知事のメッセージ動画、パンフレット、県HP、SNS等を用いて県民への周知を図るとともに、

PRの一助としてロゴマークを作成し、指標と結果と併せて公表することにより認知度向上を図る。さらに、県政出前講座や企業等の研修等での県総合計画の広報時に説明を行う。



ロゴマーク案

○主要指標一覧

I. 新しい豊かさ	指標名	指標が示すもの	単位	現状値(2020年度)		目標値(2025年度)		担当部局
				数値	全国順位等	数値	設定の考え方	
1 質の高い雇用の創出								
(1) 成長分野等の企業の誘致								
	1 本社機能移転に伴う県外からの移転者・新規採用者数(期間累計)	本社機能移転に伴い、新たに県外から移転した人数と新規採用した人数との合計	人	1,016	—	1,360	全国トップクラスである2018～2020年度の年平均実績値(約340人)の4年分	立地推進部
	2 本社機能等の移転等を伴う新規立地件数(期間累計)	本社機能の移転を伴う新規立地件数	件	126	—	160	全国トップクラスである2018～2020年度の年平均実績値(約40件)の4年分	立地推進部
	3 県の支援により進出した外資系企業数(経年累計)	県の支援を通じて、県内企業、研究機関、大学等と共同研究等の契約を締結した及び県内に新たに事務所等を設立した外資系企業(外国企業資本3分の1超の日本法人等)の数(2016年度以降の累計値)	件	15	—	42	ジェトロの2003～2018年度の地域別誘致実績における全国トップ5の実績値(5～6件/年)を毎年度達成	営業戦略部
(2) 新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化								
	4 工場の立地件数(期間累計)	工場又は研究所を建設する目的で県内に1,000㎡以上の用地を取得(借地を含む)した件数(暦年)	件	196	1	220	経済産業省が実施する「工場立地動向調査」における2011～2020年の年平均実績値(55件)の4年分	立地推進部
	5 新規開発による産業用地の面積(期間累計)	新規開発により、新たに確保する産業用地の面積	ha	—	—	200以上	近年の立地実績を基に算定した、今後必要となる産業用地の分譲面積	立地推進部
(3) 産業を支える人材の育成・確保								
	6 基本情報技術者試験の茨城県合格者数(期間累計)	IT技術者の国家試験である基本情報技術者試験の茨城県合格者数(2020年度以降の累計値)	人	410	—	3,710	R2年度合格者数が本県の2倍である北海道と同程度の合格者数(2025年度単年で800人)	産業戦略部
2 新産業育成と中小企業等の成長								
(1) 先端技術を取り入れた新産業の育成と新しい産業集積づくり								
	7 ベンチャー企業が行った3億円/回以上の資金調達件数(経年累計)	県内ベンチャー企業が公表した資金調達額のうち、事業拡張期への移行の目安とされる3億円/回以上の調達件数	件	8	—	30	2017～2020年度の年平均実績値(約2件/年)の2倍を超える5件/年	産業戦略部
	8 製品・技術・サービスの創出件数(期間累計)	優れた製品・技術・サービス等を対象とした全国の表彰事業における本県企業(研究拠点・事業所を含む)等の受賞件数	件	9	—	66	2016～2020年度の年平均受賞件数(9件)を基礎数値とし、毎年3件ずつ増加	産業戦略部
(2) 活力ある中小企業・小規模事業者の育成								
	9 県の支援により新製品等の開発や新ビジネスを創出した件数(期間累計)	県施策を活用し、製品化・実用化・新ビジネス創出をしたもののうち、販売実績を確認できた件数	件	34	—	150	2016～2020年度の年平均実績値(32件)の4年分から10%以上増加	産業戦略部
	10 県の支援による県内中小企業のM&Aマッチング件数(期間累計)	県の支援策を活用し、買い手企業と売り手企業がM&Aマッチングした件数(2022以降累計値)	件	(累計)10 (単年度)7	—	42	2019～2021年度の県マッチング見込値(18件)を4年間に換算した推計値(24件)に、2018～2020年度の県内の黒字廃業の平均伸び率(1.16)を4年分乗算	産業戦略部
3 強い農林水産業								
(1) 農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり								
	11 生産農業所得(販売農家1戸あたり)	農業産出額から経費を除いた額(生産農業所得)を販売農家1戸あたりに換算した値(暦年)	万円	365	10	600	他産業並みの所得水準(600万円)を実現	農林水産部
	12 民有林における売上高4億円以上の経営体数	自立した林業経営が可能な林業経営体数	経営体	1	—	4	2032年に売上高4億円以上の経営体を10経営体育成するという目標に対する2025年の期待値	農林水産部
	13 漁労収入1億円以上を達成した沿岸漁業経営体数(経年累計)	沿岸漁業を営む経営体のうち漁労収入が1億円以上の経営体数	経営体	5	—	12	儲かる漁業経営体の育成に向け、漁労収入1億円以上の沿岸漁業経営体を12経営体育成	農林水産部
(2) 県食材の国内外への販路拡大								
	14 県産農産物のうち重点品目の販売金額	5品目(恵水、常陸の輝き、栗、常陸牛、イバラキング)の販売金額	億円	140	—	168	恵水、常陸の輝き、栗、常陸牛、イバラキングの単価向上を図り、販売金額を約20%増加	営業戦略部
(3) 農山漁村の活性化								
	15 イノシシによる農作物被害金額	イノシシの食害等による農作物の被害金額	百万円	97 (2019)	31 (2019)	48	2019年度被害金額ベースの全国10位以内の金額	農林水産部
4 ビジット茨城 ～新観光創生～ ※「夢・希望」から移動								
(1) 稼げる観光地域の創出								
	16 観光消費額	本県を訪れた観光入込客の消費の総額(暦年)	億円	2,101	—	4,000	過去最高額(2,730億円(2016年))の約1.5倍	営業戦略部
(2) インバウンドの取り込み								
	17 外国人延べ宿泊者数	県内宿泊施設に宿泊した外国人の延べ宿泊者数(暦年)	人泊	52,520	37	260,000	2024年に新型コロナウイルス感染拡大以前の水準(217,410人泊)に戻し、さらにインバウンド需要を延ばすことで、過去最高の水準(254,190人泊)を上回る数値を確保	営業戦略部
	18 茨城空港の旅客数	茨城空港の国内線・国際線旅客数	千人	209	—	850	国際線については、中国―日本路線の需要予測(IATA)の見込み値となる2019年比15%増を、国内線については、従来旅客数の最大値(2019)を見込む	営業戦略部
	19 茨城港における外国クルーズ船の寄港回数(期間累計)	茨城港における外国クルーズ船の寄港回数(暦年)	回	0	—	16	コロナ禍において寄港中止となっている外国クルーズ船の16回(4回/年×4年間)の寄港	土木部
5 自然環境の保全・再生								
(1) 湖沼の水質浄化と身近な自然環境の保全								
	20 湖沼に流入する汚濁負荷量(COD)	生活排水などから、湖沼へ1年間に流入するCODの汚濁負荷の総量	t/年	(霞ヶ浦)9,094 (湖沼)1,723 (牛久沼)443	—	(霞ヶ浦)8,660 (湖沼)1,642 (牛久沼)415	各湖沼の水質保全計画等において定めた目標に対する2025年度の期待値	県民生活環境部
(2) サステナブルな社会づくり								
	21 再生可能エネルギーの導入率	県内の総発電電力量に占める県内設置の再生可能エネルギー発電量の比率(%) ※総発電電力量=電力需要量×108%(国の推計)	%	25	—	34	2030年度に総発電電力量に占める再エネ比率を43%(国の野心的な目標36～38%を5%上回る比率)とする目標値に対する2025年度の期待値	県民生活環境部
	22 フードロス削減量(期間累計)	「いばらきフードロス削減プロジェクト」によるフードロス削減量	t	—	—	10	いばらきフードロス削減プロジェクトによるフードロス削減量が毎年度1トンずつ増加	県民生活環境部

II. 新しい安心安全		指標名	指標が示すもの	単位	現状値(2020年度)		目標値(2025年度)		担当部局
					数値	全国順位等	数値	設定の考え方	
6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉									
(1) 医療・福祉人材確保対策									
23	最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科の必要医師数	県が重点的に医師を確保すべき医療機関・診療科における必要医師数	人	2.2	—	7.5 (2022)	政策医療を担う中核的な医療機関の機能の維持のため、重要度・緊急度の観点から、県が確保すべき医師数	保健福祉部	
24	特定看護師数	看護師特定行為研修を修了した看護師数	人	96 (2019)	6 (10万人あたり)	280	特定看護師の活躍が期待できる二次救急病院及び訪問看護ステーション1施設平均2名配置	保健福祉部	
25	介護職員数	県内の介護保険サービスに従事する介護職員数	人	42,001 (2019)	—	49,020	介護保険事業計画で見込まれている介護サービスの提供に必要な介護職員数	保健福祉部	
(2) 地域における保健・医療・介護提供体制の充実									
26	救急要請から医療機関への搬送までに要した時間	救急自動車から救急要請から医療機関への搬送までに要した平均時間(暦年)	分	43.3 (2019)	42	全国平均以下	救急自動車が救急要請から医療機関への搬送までに要した時間を全国平均以下にする	保健福祉部	
27	訪問診療を実施している診療所・病院数	在宅療養者のための訪問診療を実施している診療所・病院数	箇所	421	—	475	地域医療構想に基づく在宅療養者の推計値(2025年:13,785人)を、1医療機関あたりの在宅療養者数で除した数	保健福祉部	
(3) 精神保健対策・自殺対策									
28	自殺者数(人口10万人あたり)	人口10万人あたりの自殺者数(暦年)	人	16.7 (2019)	18	13.7	国の「自殺総合対策大綱」における「2026年までに2015年と比べて30%以上減少」という考え方に準拠	保健福祉部	
(4) 健康危機への対応力の強化									
29	業務継続計画(BCP)を整備している病院数	災害時において診療を継続するための計画ができていない病院数	箇所	災害対応BCP 100 感染症対応BCP 51 (2021)	—	災害対応BCP 174 感染症対応BCP 174	県内のすべての病院においてBCPを策定	保健福祉部	
7 健康長寿日本一									
(1) 人生百年時代を見据えた健康づくり									
30	特定健康診査実施率	特定健診対象者のうち、特定健診を受診した者の割合	%	55.4 (2019)	19	65.9	2019年度における特定健康診査実施率全国1位(東京都)と同率	保健福祉部	
31	地域ケア会議における困難事例の支援開始割合	地域ケア会議で検討した困難事例に対し、サービス提供などが開始された割合	%	94.4	—	100	地域ケア会議で検討したすべての困難事例について、適切なサービス提供や支援につなげる	保健福祉部	
(2) 認知症対策の強化									
32	認知症の人にやさしい事業所認定数(経年累計)	認知症への理解を深め、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」がいる事業所の認定数	事業所	—	—	5,000	認知症の人と関わる機会が多いと想定されるスーパー・コンビニなどの小売業、銀行・郵便局などの金融機関等の事業所数	保健福祉部	
33	認知症の人が交流できる場の数(経年累計)	認知症の人や家族が、専門職等と相談ができ、安心して過ごせる場の数	箇所	126	—	209	各中学校区に1か所程度を設置	保健福祉部	
(3) がん対策									
34	がん検診受診率(市町村国保加入者に係るもの)	国民健康保険加入者が、市町村が実施するがん検診を受診した割合	%	12.2	—	20	減少傾向の受診率を、年間約1%、4年間で約4%増加	保健福祉部	
8 障害のある人も暮らしやすい社会									
(1) 障害者の自立と社会参加の促進									
35	基幹相談支援センターの設置率	3障害(身体・知的・精神)に対する支援の中核機関である基幹相談支援センターの、市町村における設置率	%	31.8	33	100	基幹相談支援センターを県内全ての市町村で設置(複数市町村の合同設置を含む)	保健福祉部	
(2) 障害者の就労機会の拡大									
36	就労継続支援B型事業所における平均工賃(月額)	一般企業等での就労が困難な者に就労機会を提供するとともに、能力向上に必要な訓練を行う「就労継続支援B型事業所」が支払う月額工賃の平均額	円	14,349	39	19,211	全国第10位の水準	保健福祉部	
37	民間企業における障害者雇用率	民間企業における障害者の雇用率	%	2.19	31	2.4	令和3年の法定雇用率引き上げ(0.1%)と同程度の引き上げ(2.3%→2.4%)	産業戦略部	
9 安心して暮らせる社会									
(1) 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上									
38	コミュニティ交通の利用者数	地域の実情に応じた移動サービス(市町村が運行する乗合タクシー、コミュニティバス、自家用有償運送など)の年間利用者数	万人	237	—	312	現状値の約30%増加	政策企画部	
39	NPO法人等と企業が連携した地域貢献活動(事業)数(期間累計)	NPO法人等と企業が連携して行う地域貢献活動(事業)数	件	—	—	40	NPO法人等と企業が連携して行う地域貢献活動を毎年度10件創出	県民生活環境部	
40	県内の地域活動団体数(経年累計)	県内でボランティア、コミュニティ活動を行う地域活動団体数	件	252 (2021)	—	350	チャレンジいばらき県民運動の地域活動団体登録数を毎年度現状値の10%増加	県民生活環境部	
(2) 安心な暮らしの確保									
41	食に対する不安を感じない県民の割合	食の安全に対して「まったく不安を感じない」「あまり不安を感じない」と感じている県民の割合(暦年)	%	55.4	—	55.0以上	過去最高値である2020年度の割合(現状値)を維持	保健福祉部	
42	水道普及率	行政区域内人口に対する給水人口の割合	%	94.9 (2019)	36	98.3	全国平均普及率と同水準	県民生活環境部	
43	汚水処理人口普及率	行政区域内人口に対する汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等)を利用できる人口の割合	%	86.0	31	90.8	本県の汚水処理施設の整備構想「生活排水ベストプラン」の中期目標	土木部	
(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり									
44	不法投棄発生件数	産業廃棄物の不法投棄として認知した数	件	197	—	80以下	増加傾向の発生件数を過去最少(2017年度77件)程度に減少	県民生活環境部	
45	住んでいる地域の治安が良いと感じている県民の割合	住んでいる地域の治安が「良い」と感じている県民の割合(暦年)	%	44.3	—	50	県民の過半数が治安の良さを感ぜられる状況	警察本部	
46	交通事故死者数	県内の交通事故死者数(暦年)	人	84	(ワースト)11	70	第11次茨城県交通安全計画における目標値	警察本部	

10 災害・危機に強い県づくり									
(1) 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化									
47	災害ハザード内の自主防災組織の活動カバー率	災害ハザード内の県民が、地域を自ら守るために自主的に結成する自主防災組織の活動範囲	%	83.0	—	100	災害ハザード(洪水・土砂災害・津波)内の自主防災組織カバー率100%	防災・危機管理部	
48	機能別団員制度の導入市町村数	限定した活動のみを行う「機能別消防団員制度」を導入している市町村の数	市町村	17	—	44	県内全市町村で導入	防災・危機管理部	
49	河川改修率(経年累計)	県管理河川における要改修延長のうち、改修済延長の割合	%	58.1	—	58.9	直近10か年の平均進捗率(0.16%/年)の1.2倍(0.19%/年)	土木部	
50	土砂災害防止施設の整備率(経年累計)	土砂災害危険箇所のうち要対策箇所の整備完了箇所数の割合	%	24.6	—	25.4	直近10か年における平均進捗率(0.13%/年)の1.2倍(0.16%/年)	土木部	
(2) 原子力安全対策の徹底									
51	原子力施設における事故・故障等の発生件数ゼロ(法令報告に該当するもの)	原子力安全協定に基づき報告された事故・故障等のうち原子炉等規制法等に基づく報告に該当するものの発生件数	件	1	—	0	原子力施設における事故・故障等の発生件数をゼロ(法令報告に該当するもの)	防災・危機管理部	
(3) 健康危機への対応力の強化									
52	業務継続計画(BCP)を整備している病院数	災害時において診療を継続するための計画ができていない病院数	箇所	①災害対応BCP 100 ②感染症対応BCP 51 (2021)	—	①災害対応BCP 174 ②感染症対応BCP 174	県内のすべての病院においてBCPを策定	保健福祉部	
III. 新しい人財育成									
指標名		指標が示すもの	単位	現状値(2020年度)		目標値(2025年度)		担当部局	
				数値	全国順位等	数値	設定の考え方		
11 次世代を担う「人財」									
(1) 「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進									
53		主体的・対話的で深い学びの視点に立った、授業改善の状況	%	【中3】78.6 (2019)	9	83	全国3位以内を目指し、直近3年間の全国3位以内の平均値(82.8%)以上	教育庁	
(2) 新しい時代に求められる能力の育成									
54		全国レベルのコンテストに入賞した県内高校生の組数	組	3 (2019)	17	6	中高生向けの全国レベルのプログラミング・コンテストでの入賞数で全国5位以内	教育庁	
55		県内の高等学校及び中高一貫教育校に在籍している生徒が応募した企画提案書の件数	件	104	—	528	全ての県立・私立高校(106校)から4件ずつ、県立中高一貫教育校(13校)から8件ずつ応募	教育庁	
56		高等学校及び中等教育学校卒業者のうち四年制大学進学者の割合	%	49.0 (2019)	17	52.0	全国10位以内	教育庁	
(3) 地域力を高める人財育成									
57		県生涯学習センター等で派遣をしたボランティアの人数	人	4,564	—	6,760	2027年度の目標値を7,500人(約370人/年の増)とする目標に対する2025年度の期待値	教育庁	
12 魅力ある教育環境									
(1) 時代の変化に対応した学校づくり									
58		教員が児童生徒にICT活用を指導する能力	%	【小中】32.0 【高校】24.5	—	100	「できる」と答えた教員の割合100%	教育庁	
59		大学が実施する特色ある教育カリキュラム数(経年累計)	件	—	—	5	県内大学において、毎年度、概ね1つのカリキュラムの増加	政策企画部	
(2) 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり									
60		国公私立幼児教育・保育施設が必要であると判断した子供の「個別的教育(教育及び保育)支援計画」の作成率	%	63.2	—	89.6	2027年度に100%とする目標に対する2025年度の期待値	教育庁	
61		小中義務教育学校において不登校となっている児童生徒のうち、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている割合	%	59.5	—	100	相談・指導等を受けている割合100%	教育庁	
13 日本一、子どもを産み育てやすい県									
(1) 結婚・出産の希望がかなう社会づくり									
62		妊娠・出産について満足している者の割合	%	87.6 (2019)	21 (2019)	92.3	「茨城県次世代育成プラン」の2024年目標値91.5%をベースに、現状値から0.8%程度/年の増加	保健福祉部	
63		県の結婚支援事業による成婚数(経年累計)	組	2,352	—	3,050	「茨城県次世代育成プラン」の2024年目標値2,900組に、目標成婚数150組/年を加算	保健福祉部	
(2) 安心して子どもを育てられる社会づくり									
64		保育所等の待機児童数	人	193	34	0	待機児童数0達成・0維持	保健福祉部	
65		放課後児童クラブの実施箇所数	箇所	1,074	—	1,156 (2024)	子ども・子育て支援法に基づき市町村が定める整備計画(2020~2024)における箇所数の合計	保健福祉部	
(3) 児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援									
66		里親等委託率	%	17.4	37	48	2029年度の目標値70%(全国1位)に対する2025年度の期待値	保健福祉部	
14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城									
(1) 生涯にわたる学と心豊かにする文化・芸術									
67		県立図書館の入館者数及び遠隔地貸出サービス等の利用数	人	383,617 (2019)	—	575,425	新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年度実績値(383,617人)の1.5倍	教育庁	
(2) スポーツの振興と遊びのある生活スタイル									
68		本県ジュニア選手の育成・強化	種目	3	25	9	2027年の目標優勝数10種目(全国10位台前半)という目標に対する2025年の期待値	教育庁	
69		成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	50.5	—	65.0	国の「第2期スポーツ基本計画」の指標値である65%を達成	県民生活環境部	

15 自分らしく輝ける社会									
(1) 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり									
70	多文化共生サポーターバンクへの新規登録者数(経年累計)	在住外国人に対し、生活上のアドバイスや語学通訳などの支援をするサポーターの新規登録者数	人	914	—	1,400	年度あたり平均値となる毎年度100名程度確保		県民生活環境部
71	人権は大切であると感じている県民の割合	人権について「大切である」「少し大切である」と感じている県民の割合	%	80.3	—	90	2030年度にすべての県民が人権尊重の意識を持つという目標に対する2025年度の期待値		保健福祉部
(2) 女性が輝く社会の実現									
72	政策方針決定過程に参画する女性の割合(県審議会等の女性委員の割合)	県で設置している審議会等における女性委員の割合	%	37.5	23	50	全人口の男女比がほぼ1:1であることを鑑み、50%に設定		県民生活環境部
(3) 働きがいを実感できる環境の実現									
73	本県の1時間当たりの労働生産性	労働の効率性	円	5,219	—	5,740	2020年度の1時間当たりの労働生産性5,219円を基準とし、10%以上増加		産業戦略部
74	県内企業の1ヶ月当たり所定外労働時間数	就業者の正規労働時間以外(早出、残業、休日出勤等)の実労働時間数	時間	10.8	46	8.5	全国トップレベルである秋田県(2019年第3位)と同水準		産業戦略部
IV. 新しい夢・希望		指標が示すもの	単位	現状値(2020年度)		目標値(2025年度)		担当部局	
指標名				数値	全国順位等	数値	設定の考え方		
16 魅力発信No.1プロジェクト									
(1) 「茨城の魅力」発信戦略									
75	本県情報のメディアへの掲載による広告換算額	パブリシティ活動等とおとしたテレビや新聞、Web媒体等による本県情報の掲載に係る広告換算額	億円	101	—	170	2022年度は140億円、以降10億円/年増加		営業戦略部
(2) 県民総「茨城大好き！」計画									
76	茨城県に「愛着を持つ」県民の割合	茨城県に愛着を持っている、どちらかといえば持っていると感じている県民の割合	%	72.1	—	80	現状値から毎年2%増		営業戦略部
17 世界に飛躍する茨城へ									
(1) 世界に広がるBARAKIブランド									
77	農林水産物及び工業製品等の輸出額	本県農林水産物の海外向け販売額及び県が支援する県内中小企業の輸出額の合計(年度・暦年)	億円	103	—	198	農産物及び加工食品について、国の目標(2020年比2倍)の2倍となる2020年度比4倍等		営業戦略部
(2) 世界に挑戦するベンチャー企業の創出(茨城シリコンバレー構想)									
78	ベンチャー企業が行った3億円/回以上の資金調達件数(経年累計)【再掲】	県内ベンチャー企業が公表した資金調達額のうち、事業拡張期への移行の目安とされる3億円/回以上の調達件数	件	8	—	30	2017~2020年度の年平均実績値(約2件/年)の2倍を超える5件/年		産業戦略部
79	宇宙関連サービスの提供又は宇宙機器・部品の納品による売り上げを得た宇宙ベンチャー・企業数(経年累計)	県内における宇宙ビジネスの発展の状況	社	2	—	12	2020年度の実績(2社)に加え、過去5年の国内宇宙ベンチャーの増加傾向(平均8社/年)及び県内立地済宇宙ベンチャー(9社)のサービス拡大見込を踏まえ、2社/年		産業戦略部
18 若者を惹きつけるまちづくり									
(1) 若者に魅力ある働く場づくり									
80	大学・高校卒業者の県内企業等への就職者数(期間累計)	県内外の大学卒業者及び高校卒業者の県内企業等への就職者数	人	8,267	—	33,900	過去2年の伸び率が△3%であるところ、年伸び率1%、4年間の累計人数33,900人		産業戦略部
81	本社機能移転に伴う県外からの移転者・新規採用者数(期間累計)【再掲】	本社機能移転に伴い、新たに県外から移転した人数と新規採用した人数との合計	人	1,016	—	1,360	全国トップクラスである2018~2020年度の年平均実績値(約340人)の4年分		立地推進部
82	本社機能等の移転等を伴う新規立地件数(期間累計)【再掲】	本社機能の移転を伴う新規立地件数	件	126	—	160	全国トップクラスである2018~2020年度の年平均実績値(約40件)の4年分		立地推進部
(2) 若者を呼び込む茨城づくり									
83	関係人口数(地域に関心を持ち、多様に関わる「関係人口数」)(経年累計)	地域に深く関わる関係人口プロジェクトやお試し居住参加者等の、本県に関心を持ち、移住の可能性がある「関係人口数」。(2018年度以降の累計値)	人	2,780	—	8,510	過去3年の実績値(年平均)を3割上回る1,200人を毎年確保		政策企画部
19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進									
(1) 先端技術による社会変革やデータの活用の加速化									
84	スマート農業技術の導入を促進し、販売金額1億円以上を達成した農業経営体数	スマート農業技術の導入などにより販売金額1億円以上を達成した農業経営体数(暦年)	千経営体	0.3	—	0.5	現状全国第5位の経営体数を全国第2位(2020年値)に向上		農林水産部
85	4億円以上の売上高達成を目指し、スマート林業技術を導入した林業経営体数(経年累計)	森林経営におけるICT技術の導入状況	経営体	1	—	10	2032年度に売上高4億円以上をめざす10経営体がスマート林業技術を導入		農林水産部
86	ICTを導入した養殖業経営体数(期間累計)	本県で事業を実施する養殖業経営体のうち、ICTを活用し効率的な養殖経営を行う経営体の数	経営体	0	—	3	養殖事業で振興を図る「海水魚(マサバ等)」、「甲殻類・貝類等(ブドウエビ等)」及び「淡水魚(チョウザメ等)」各分野で1経営体が参入、ICT導入		農林水産部
87	県土木部発注工事においてICTを活用した工事件数の割合	建設現場におけるICTの導入状況	%	13.6	—	100	全ての県土木部発注工事において、ICTを活用した建設機械の半自動化、遠隔での施工管理等を導入		土木部
88	製品・技術・サービスの創出件数(期間累計)【再掲】	優れた製品・技術・サービス等を対象とした全国の表彰事業における本県企業(研究拠点・事業所を含む)等の受賞件数	件	9	—	66	2016~2020年度の年平均受賞件数(9件)を基礎数値とし、毎年3件ずつ増加		産業戦略部
89	児童生徒のICT活用を指導することが「できる」と答えた教員の割合【再掲】	教員が児童生徒にICT活用を指導する能力	%			100	「できる」と答えた教員の割合100%		教育庁
90	基本情報技術者試験の茨城県合格者数(期間累計)【再掲】	IT技術者の国家試験である基本情報技術者試験の茨城県合格者数(2020年度以降の累計値)	人	410	—	3,710	R2年度合格者数が本県の2倍である北海道と同程度の合格者数(2025年度単年で800人)		産業戦略部
(2) スマート自治体の実現に向けた取組みの推進									
91	オンラインですべての行政手続ができる自治体数	行政手続における県民の利便性向上	団体	1	—	45	すべての行政手続をオンラインで可能とする		政策企画部

20 活力を生むインフラと住み続けたいまち

(1) 未来の交通ネットワークの整備								
92	県管理道路の改良率	車道幅員が5.5m以上に改良された道路(改良済道路)延長の、道路全延長に対する比率	%	77.1	22	80.1	2011～2020年の道路改良率の実績(約0.5%/年増)の120%(0.6%/年増)	土木部
93	重要港湾(茨城港・鹿島港)のコンテナ取扱貨物量	重要港湾である茨城港及び鹿島港の年間コンテナ取扱貨物量(暦年)	TEU	66,496	—	78,500	コンテナ航路増便戦略における2030年の目標値103,000TEUに対する2025年の期待値	土木部
94	茨城空港の旅客数	茨城空港の国内線・国際線旅客数	千人	209	—	850	国際線については、中国―日本路線の需要予測(IATA)の見込み値となる2019年比15%増を、国内線については、従来旅客数の最大値(2019)を見込む	営業戦略部
(2) 人にやさしい、魅力あるまちづくり								
95	県管理道路における通学路の歩道整備率	県管理道路のうち、通学路に指定された区間の道路延長に対する、歩道整備済み区間の道路延長の割合	%	77.6	—	80.4	過去の整備実績の平均値(約5.3km)を上回る6.0km/年	土木部

茨城県教育大綱に係るキャッチフレーズ（案）について

茨城県教育大綱のキャッチフレーズについて、教育庁内で下記 3 案を選考。
教育委員会で協議した上で、知事へ提案する。

記

案 1	教育改革への挑戦 ～次世代を担う人財育成～
案 2	教育で未来を切り拓く
案 3	新たな世界を創る人財育成

<参考> 現教育プラン 基本テーマ

一人一人が輝く 教育立県を目指して
～子どもたちの自主性・自立性を育もう～

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則（昭和51年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）」を「保護者等（未成年の生徒にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者，成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者）」に改める。

第3条及び第7条中「保護者」を「保護者等」に改める。

様式第1号中「保護者氏名」を「保護者等氏名」に改める。

様式第2号中「(保護者)」を「(保護者等)」に改め、「印」を削る。

様式第3号中「保護者氏名」を「保護者等氏名」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月18日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

（提案理由）

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号、令和4年4月1日施行）による成年年齢の引き下げ（20歳→18歳）に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

1 規則の概要

県立学校の授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料、聴講料及び空調設備使用料の徴収に関し、必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号、令和4年4月1日施行）による成年年齢の引き下げ（20歳→18歳）に伴い、授業料等の納入義務者等の規定を改正する。

（1）第2条

「保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）」を「保護者等（未成年の生徒にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者）」に改正

（2）第3条、第7条

「保護者」を「保護者等」に改正

（3）各様式

所要の改正

3 施行日

令和4年4月1日

【参考】茨城県立学校授業料等徴収条例（令和3年第3回定例会議決 令和4年4月1日施行）
（授業料等の納入義務者）

第3条 授業料等の納入義務者は、生徒（入学者選抜手数料にあつては、入学志願者。以下この条において同じ。）又はその保護者等（未成年の生徒にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。）とする。

茨城県県立学校授業料徴収条例施行規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(納入義務の履行) 第2条 条例第3条に規定する<u>保護者等</u>(未成年の生徒にあつては学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者)をいう。以下同じ。)は、当該生徒と連帯して、授業料、入学料、受講料、聴講料及び空調設備使用料の納入義務を履行しなければならない。</p> <p>第2条の2～第2条の6 (略)</p> <p>(基準) 第3条 条例第13条第3号に規定する免除の必要があると認めるときとは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 学業成績が同学年のおおむね上位に属し、品行その他において模範であると認められる生徒(家庭の事情等のため学業成績が下位に属する場合にあつても、その事由がなければ上位になり得ると認められる者を含む。)の<u>保護者等</u>において、授業料、入学料、入学者選 hands 手数料、受講料、聴講料及び空調設備使用料(以下「授業料等」という。)の納入に困難な事情が生じたときと認められるとき。 (2) (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(取消し) 第7条 学校長は、授業料等の免除を受けた者又は授業料及び空調設備使用料の免除を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、免除を取り消すものとする。 (1)～(2) (略) 2 学校長は、免除を取り消したときは、速やかに当該生徒及び<u>保護者等</u>に通知するものとする。</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(納入義務の履行) 第2条 条例第3条に規定する<u>保護者</u>(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人) _____)をいう。以下同じ。)は、当該生徒と連帯して、授業料、入学料、受講料、聴講料及び空調設備使用料の納入義務を履行しなければならない。</p> <p>第2条の2～第2条の6 (略)</p> <p>(基準) 第3条 条例第13条第3号に規定する免除の必要があると認めるときとは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 学業成績が同学年のおおむね上位に属し、品行その他において模範であると認められる生徒(家庭の事情等のため学業成績が下位に属する場合にあつても、その事由がなければ上位になり得ると認められる者を含む。)の<u>保護者</u>において、授業料、入学料、入学者選 hands 手数料、受講料、聴講料及び空調設備使用料(以下「授業料等」という。)の納入に困難な事情が生じたときと認められるとき。 (2) (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(取消し) 第7条 学校長は、授業料等の免除を受けた者又は授業料及び空調設備使用料の免除を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、免除を取り消すものとする。 (1)～(2) (略) 2 学校長は、免除を取り消したときは、速やかに当該生徒及び<u>保護者</u>に通知するものとする。</p> <p>第8条 (略)</p>

改 正 案	現 行												
<p>様式第1号(第4条)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長 殿</p> <p style="text-align: right;">茨城県立 学校 課程 科第 学年 組</p> <p style="text-align: center;">生徒氏名 住 所 保護者等氏名 住 所</p> <p style="text-align: center;">授 業 料 等 免 除 申 請 書</p> <p>下記のとおり授業料等の免除を受けたいので関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>様式第1号(第4条)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長 殿</p> <p style="text-align: right;">茨城県立 学校 課程 科第 学年 組</p> <p style="text-align: center;">生徒氏名 住 所 保護者 氏名 住 所</p> <p style="text-align: center;">授 業 料 等 免 除 申 請 書</p> <p>下記のとおり授業料等の免除を受けたいので関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">免 除 事 由</th> <th style="width: 85%;">条例・規則第 条第 号該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">免 除 額 等</td> <td style="width: 85%;"> 授業料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで) 入学料 金 円 (年 月 日入学) 入学者選抜手数料 金 円 (年 月入学願書提出) 受講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 聴講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 空調設備使用料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで) </td> </tr> <tr> <td>免除を受けようとする理由 (免除を受けようとした原因、家庭の状況、その他詳細に記入すること。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	免 除 事 由	条例・規則第 条第 号該当	免 除 額 等	授業料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで) 入学料 金 円 (年 月 日入学) 入学者選抜手数料 金 円 (年 月入学願書提出) 受講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 聴講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 空調設備使用料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで)	免除を受けようとする理由 (免除を受けようとした原因、家庭の状況、その他詳細に記入すること。)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">免 除 事 由</th> <th style="width: 85%;">条例・規則第 条第 号該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">免 除 額 等</td> <td style="width: 85%;"> 授業料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで) 入学料 金 円 (年 月 日入学) 入学者選抜手数料 金 円 (年 月入学願書提出) 受講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 聴講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 空調設備使用料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで) </td> </tr> <tr> <td>免除を受けようとする理由 (免除を受けようとした原因、家庭の状況、その他詳細に記入すること。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	免 除 事 由	条例・規則第 条第 号該当	免 除 額 等	授業料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで) 入学料 金 円 (年 月 日入学) 入学者選抜手数料 金 円 (年 月入学願書提出) 受講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 聴講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 空調設備使用料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで)	免除を受けようとする理由 (免除を受けようとした原因、家庭の状況、その他詳細に記入すること。)	
免 除 事 由	条例・規則第 条第 号該当												
免 除 額 等	授業料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで) 入学料 金 円 (年 月 日入学) 入学者選抜手数料 金 円 (年 月入学願書提出) 受講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 聴講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 空調設備使用料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで)												
免除を受けようとする理由 (免除を受けようとした原因、家庭の状況、その他詳細に記入すること。)													
免 除 事 由	条例・規則第 条第 号該当												
免 除 額 等	授業料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで) 入学料 金 円 (年 月 日入学) 入学者選抜手数料 金 円 (年 月入学願書提出) 受講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 聴講料 金 円 (年 月 日履修申込み) 空調設備使用料 金 円(月額 円) (免除期間 年 月から 年 月まで)												
免除を受けようとする理由 (免除を受けようとした原因、家庭の状況、その他詳細に記入すること。)													

改 正 案		現 行	
<p>様式第2号（第5条）</p> <p style="text-align: right;">記号 第 号 年 月 日</p> <p>（保護者等） 殿</p> <p style="text-align: center;">茨城県立 学校長 一</p> <p style="text-align: center;">授 業 料 等 免 除 決 定 通 知</p> <p>年 月 日付けで申請のあつた授業料等の免除については、下記のとおり免除することに決定しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		<p>様式第2号（第5条）</p> <p style="text-align: right;">記号 第 号 年 月 日</p> <p>（保護者） 殿</p> <p style="text-align: center;">茨城県立 学校長 印</p> <p style="text-align: center;">授 業 料 等 免 除 決 定 通 知</p> <p>年 月 日付けで申請のあつた授業料等の免除については、下記のとおり免除することに決定しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
生 徒	住 所	市 町 村 群 村 番地	市 町 村 群 村 番地
	氏 名		氏 名
決 定 番 号		年 第 号	年 第 号
免 除 額 等		授業料 金 円（月額 円） （免除期間 年 月から 年 月まで） 入学料 金 円 （ 年 月 日入学） 入学者選抜手数料 金 円 （ 年 月入学願書提出） 受講料 金 円 （ 年 月 日履修申込み） 聴講料 金 円 （ 年 月 日履修申込み） 空調設備使用料 金 円（月額 円） （免除期間 年 月から 年 月まで）	授業料 金 円（月額 円） （免除期間 年 月から 年 月まで） 入学料 金 円 （ 年 月 日入学） 入学者選抜手数料 金 円 （ 年 月入学願書提出） 受講料 金 円 （ 年 月 日履修申込み） 聴講料 金 円 （ 年 月 日履修申込み） 空調設備使用料 金 円（月額 円） （免除期間 年 月から 年 月まで）

改 正 案	現 行																																																		
<p>様式第3号(第6条)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長 殿</p> <p style="text-align: right;">決定番号 年第 号</p> <p style="text-align: right;">生徒氏名</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者等</u>氏名</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">免 除 辞 退 届</p> <p>下記のとおり免除を辞退したいのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">免除額</td> <td style="width: 15%;">授業料</td> <td style="width: 15%;">金</td> <td style="width: 15%;">円(月額</td> <td style="width: 15%;">円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空調設備使用料</td> <td>金</td> <td>円(月額</td> <td>円)</td> </tr> <tr> <td>免除期間</td> <td>授業料</td> <td>年 月から</td> <td>年 月まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>空調設備使用料</td> <td>年 月から</td> <td>年 月まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>辞退の理由</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	免除額	授業料	金	円(月額	円)		空調設備使用料	金	円(月額	円)	免除期間	授業料	年 月から	年 月まで			空調設備使用料	年 月から	年 月まで		辞退の理由					<p>様式第3号(第6条)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長 殿</p> <p style="text-align: right;">決定番号 年第 号</p> <p style="text-align: right;">生徒氏名</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者</u>氏名</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">免 除 辞 退 届</p> <p>下記のとおり免除を辞退したいのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">免除額</td> <td style="width: 15%;">授業料</td> <td style="width: 15%;">金</td> <td style="width: 15%;">円(月額</td> <td style="width: 15%;">円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空調設備使用料</td> <td>金</td> <td>円(月額</td> <td>円)</td> </tr> <tr> <td>免除期間</td> <td>授業料</td> <td>年 月から</td> <td>年 月まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>空調設備使用料</td> <td>年 月から</td> <td>年 月まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>辞退の理由</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	免除額	授業料	金	円(月額	円)		空調設備使用料	金	円(月額	円)	免除期間	授業料	年 月から	年 月まで			空調設備使用料	年 月から	年 月まで		辞退の理由				
免除額	授業料	金	円(月額	円)																																															
	空調設備使用料	金	円(月額	円)																																															
免除期間	授業料	年 月から	年 月まで																																																
	空調設備使用料	年 月から	年 月まで																																																
辞退の理由																																																			
免除額	授業料	金	円(月額	円)																																															
	空調設備使用料	金	円(月額	円)																																															
免除期間	授業料	年 月から	年 月まで																																																
	空調設備使用料	年 月から	年 月まで																																																
辞退の理由																																																			

第 40 号議案

茨城県県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第 1 条 茨城県県立高等学校学則（昭和35年茨城県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項中「保護者」を「保護者等（未成年の生徒にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者，成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」に改める。

第18条（見出しを含む。）、第19条、第19条の 2、第19条の 4、第20条、第23条、第24条、第26条及び第35条中「保護者」を「保護者等」に改める。

(茨城県県立中等教育学校学則の一部改正)

第 2 条 茨城県県立中等教育学校学則（平成19年茨城県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項中「保護者」を「保護者等（未成年の生徒にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者，成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」に改める。

第18条（見出しを含む。）、第19条、第20条、第22条、第23条、第26条、第27条及び第29条中「保護者」を「保護者等」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 18 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

(提案理由)

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）が令和 4 年 4 月 1 日に施行され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることに伴い、関係規則について所要の改正をしようとするものである。

茨城県県立高等学校学則（昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 7 号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(入学の手続)</p> <p>第16条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、<u>保護者等</u>（未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒にあっては当該生徒の就学に必要な経費を負担する者をいう。以下同じ。）及び保証人と連署した誓約書（様式第4号）にその者の住民票の写しを添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(保護者等及び保証人に関する届出)</p> <p>第18条 <u>保護者等</u>又は保証人に変更があつた場合は、生徒は、すみやかに校長に変更の届出を行ない、かつ、改めて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>2 <u>保護者等</u>又は保証人が、転籍、転居又は氏名変更をしたときは、生徒は、すみやかに校長に届け出なければならない。</p> <p>(欠席)</p> <p>第19条 生徒が欠席しようとするときは、その事由及び期日期間を具し、<u>保護者等</u>（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に届け出なければならない。ただし、病気のため引きつづき7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。</p>	<p>(入学の手続)</p> <p>第16条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、<u>保護者</u>及び保証人と連署した誓約書（様式第4号）にその者の住民票の写しを添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(保護者及び保証人に関する届出)</p> <p>第18条 <u>保護者</u>又は保証人に変更があつた場合は、生徒は、すみやかに校長に変更の届出を行ない、かつ、改めて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>2 <u>保護者</u>又は保証人が、転籍、転居又は氏名変更をしたときは、生徒は、すみやかに校長に届け出なければならない。</p> <p>(欠席)</p> <p>第19条 生徒が欠席しようとするときは、その事由及び期日期間を具し、<u>保護者</u>（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に届け出なければならない。ただし、病気のため引きつづき7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。</p>

(留学)

第19条の2 生徒が、外国の高等学校へ留学しようとする場合は、保護者等と連署の上、校長に留学を願い出ることができる。

2 (略)

3 前項の規定により留学を許可された生徒は、留学が終了したときは、保護者等と連署の上、校長に留学が終了した旨を届け出なければならない。

第19条の3 (略)

(留学期間の変更)

第19条の4 第19条の2の規定により留学を許可された生徒が、留学期間を延長しようとする場合は、保護者等と連署の上、校長に留学期間の延長を願い出ることができる。

2 (略)

3 第19条の2の規定により留学を許可された生徒が、留学期間を短縮しようとする場合は、保護者等と連署の上、校長に留学期間の短縮を願い出なければならない。

4 (略)

(休学)

第20条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

第21条～第22条 (略)

(留学)

第19条の2 生徒が、外国の高等学校へ留学しようとする場合は、保護者と連署の上、校長に留学を願い出ることができる。

2 (略)

3 前項の規定により留学を許可された生徒は、留学が終了したときは、保護者と連署の上、校長に留学が終了した旨を届け出なければならない。

第19条の3 (略)

(留学期間の変更)

第19条の4 第19条の2の規定により留学を許可された生徒が、留学期間を延長しようとする場合は、保護者と連署の上、校長に留学期間の延長を願い出ることができる。

2 (略)

3 第19条の2の規定により留学を許可された生徒が、留学期間を短縮しようとする場合は、保護者と連署の上、校長に留学期間の短縮を願い出なければならない。

4 (略)

(休学)

第20条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

第21条～第22条 (略)

(復学)

第23条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第24条 生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

第25条 (略)

(転学又は転籍)

第26条 生徒が、他の高等学校に転学しようとするときは、事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2～3 (略)

(適用除外等)

第35条 第5条、第6条、第7条、第13条及び第19条ただし書の規定は、通信制の課程については、これを適用しない。

2 第16条の規定にかかわらず、入学、再入学及び転入学を許可された者は、保護者等又は保証人と連署した誓約書を校長に提出するものとし、この場合における保証人は、成年に達した者とする。

(復学)

第23条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第24条 生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

第25条 (略)

(転学又は転籍)

第26条 生徒が、他の高等学校に転学しようとするときは、事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2～3 (略)

(適用除外等)

第35条 第5条、第6条、第7条、第13条及び第19条ただし書の規定は、通信制の課程については、これを適用しない。

2 第16条の規定にかかわらず、入学、再入学及び転入学を許可された者は、保護者又は保証人と連署した誓約書を校長に提出するものとし、この場合における保証人は、成年に達した者とする。

3 第24条第1項及び第26条第1項の規定にかかわらず、生徒が退学、転学又は転籍しようとするときは、その事由を具し、保護者等又は保証人と連署のうえ、校長に願い出なければならない。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

3 第24条第1項及び第26条第1項の規定にかかわらず、生徒が退学、転学又は転籍しようとするときは、その事由を具し、保護者又は保証人と連署のうえ、校長に願い出なければならない。

改正案	現行
<p>(入学の手続)</p> <p>第16条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、<u>保護者等</u>（<u>未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒にあっては当該生徒の就学</u>に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）及び保証人と連署した誓約書（様式第4号）にその者の住民票の写しを添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>(保護者等及び保証人に関する届出)</p> <p>第18条 <u>保護者等</u>又は保証人に変更があった場合は、生徒は、速やかに校長に変更の届出を行い、かつ、改めて誓約書を提出しなければならない</p> <p>2 <u>保護者等</u>又は保証人が、転籍、転居又は氏名変更をしたときは、生徒は、速やかに校長に届け出なければならない。</p> <p>(欠席)</p> <p>第19条 生徒が欠席しようとするときは、その事由及び期日期間を具し、<u>保護者等</u>（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に届け出なければならない。ただし、病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。</p>	<p>(入学の手続)</p> <p>第16条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、<u>保護者</u>及び保証人と連署した誓約書（様式第4号）にその者の住民票の写しを添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>(保護者及び保証人に関する届出)</p> <p>第18条 <u>保護者</u>又は保証人に変更があった場合は、生徒は、速やかに校長に変更の届出を行い、かつ、改めて誓約書を提出しなければならない</p> <p>2 <u>保護者</u>又は保証人が、転籍、転居又は氏名変更をしたときは、生徒は、速やかに校長に届け出なければならない。</p> <p>(欠席)</p> <p>第19条 生徒が欠席しようとするときは、その事由及び期日期間を具し、<u>保護者</u>（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に届け出なければならない。ただし、病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。</p>

(留学)
第20条 後期課程の生徒が、外国の高等学校へ留学しようとする場合は、保護者等と連署の上、校長に留学を願い出ることができる。
2 (略)
3 前項の規定により留学を許可された生徒は、留学が終了したときは、保護者等と連署の上、校長に留学が終了した旨を届け出なければならない。
第21条 (略)
(留学期間の変更)
第22条 第20条の規定により留学を許可された生徒が、留学期間を延長しようとする場合は、保護者等と連署の上、校長に留学期間の延長を願い出ることができる。
2 (略)
3 第20条の規定により留学を許可された生徒が、留学期間を短縮しようとする場合は、保護者等と連署の上、校長に留学期間の短縮を願い出なければならない。
4 (略)
(休学)
第23条 後期課程の生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者等(やむを得ない場合は、保証人)と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。
2 (略)

(留学)
第20条 後期課程の生徒が、外国の高等学校へ留学しようとする場合は、保護者と連署の上、校長に留学を願い出ることができる。
2 (略)
3 前項の規定により留学を許可された生徒は、留学が終了したときは、保護者と連署の上、校長に留学が終了した旨を届け出なければならない。
第21条 (略)
(留学期間の変更)
第22条 第20条の規定により留学を許可された生徒が、留学期間を延長しようとする場合は、保護者と連署の上、校長に留学期間の延長を願い出ることができる。
2 (略)
3 第20条の規定により留学を許可された生徒が、留学期間を短縮しようとする場合は、保護者と連署の上、校長に留学期間の短縮を願い出なければならない。
4 (略)
(休学)
第23条 後期課程の生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者(やむを得ない場合は、保証人)と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。
2 (略)

第24条～第25条 (略)

(復学)

第26条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第27条 生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

第28条 (略)

(転学)

第29条 生徒が、他の中等教育学校に転学しようとするときは、事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2～3 (略)

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する

第24条～第25条 (略)

(復学)

第26条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第27条 生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

第28条 (略)

(転学)

第29条 生徒が、他の中等教育学校に転学しようとするときは、事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2～3 (略)

成年年齢引下げに係る学則改正について

1 現状

父母等は、学校教育法第16条の保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））として、退学等の際に、生徒本人と連署している。

2 法改正

令和4年4月1日から、成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が施行される。

法改正により、18歳の生徒は、親権に服することがなくなる結果、進路決定等について、自分の意思で決めることができるようになる。

3 学則改正

学則中の「保護者」を「保護者等」とし、初出の箇所で、「保護者等（未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒にあっては当該生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」と定義する。

4 退学、転学、留学及び休学の手続き

生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上校長に願い出なければならない。転学、留学及び休学の手続きも同様。

5 本人と父母等の考え方が異なる場合の対応

生徒が退学等を希望する場合であって、事前の話し合い等を経ても父母等との同意が得られない時は、生徒の意思を尊重する観点から慎重に判断することが必要であるため、学則の運用規定（第36条関係）に従い、校長の判断で退学等を認めることができるようにする。

※ 改正の考え方について、令和4年2月16日（水）、大和田 一雄 弁護士に相談し、問題ないことを確認済。

<参考>文部科学省Q & A

「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手续等に関する留意事項について」に関するQ & A（文部科学省事務連絡 令和2年3月30日）

Q 学則等に定めを置くことによって、成年年齢に達した生徒が退学等の許可を願い出るに当たり、父母等の同意を求められますか。

A 学則等において、退学等に関しては父母等の同意を得ることとし、その場合には生徒が単独で校長の許可を得ることができないと定めることも可能です。

学則等において保護者の同意を求めている場合、成年年齢に達した生徒の父母等は学校教育法上の保護者には該当しなくなるため、例えば「保護者」の語に代えて「保護者等」や「父母等」等に改めるなどの対応をとる必要があります。

なお、生徒が退学を希望する場合であって、事前の話し合い等を経ても父母等との同意が得られないときにおいてもなお、父母等の同意が得られないことのみをもってその退学を許可しないことについては、生徒の意思を尊重する観点から慎重に判断することが必要です。

第 41 号議案

茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

茨城県県立特別支援学校学則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「保護者」を「保護者等（未成年の児童等にあつては学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者（以下「保護者」という。）、成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」に改める。

第 16 条（見出しを含む。）、第 17 条、第 18 条の 2、第 18 条の 4、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条第 2 項、第 30 条第 1 項、様式第 5 号、様式第 6 号、様式第 8 号、様式第 9 号、様式第 11 号、様式第 12 号、様式第 13 号、様式第 14 号、様式第 15 号及び様式第 17 号中「保護者」を「保護者等」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 18 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

（提案理由）

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）が令和 4 年 4 月 1 日に施行され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることに伴い、関係規則について所要の改正をしようとするものである。

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改正	現行
<p>(入学の手続き)</p> <p>第 15 条 高等部に入学(第 12 条に規定する編入学, 第 24 条に規定する再入学及び第 26 条に規定する転入学を含む。次項において同じ。)を許可された者は, 校長の定める期日までに, <u>保護者等(未成年の児童等にあつては学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 16 条に規定する保護者(以下「保護者」という。), 成年に達した生徒にあつては当該生徒の就学に必要な経費を負担する者をいう。以下同じ。)</u>及び保証人とともに作成した誓約書(様式第 6 号)にその者の住民票を添えて, 校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保護者等及び保証人に関する届出)</p> <p>第 16 条 前条に該当する者について, <u>保護者等</u>又は保証人に変更があつた場合は, すみやかに<u>保護者等(保証人)</u>変更届(様式第 8 号)を校長に提出するとともに, あらためて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>2 <u>保護者等</u>又は保証人は, 転籍, 転居又は氏名変更をしたときは転籍(転居, 氏名変更)届(様式第 9 号)をすみやかに校長に提出しなければならない。</p> <p>(欠席)</p> <p>第 17 条 児童等が欠席しようとするときは, <u>保護者等</u>は, 校長にその旨届け出なければならない。ただし, 寄宿舍又は病院等から通学している者にあつては, それぞれ寄宿舍又は病院等の職員が代つて行なうことができる。</p>	<p>(入学の手続き)</p> <p>第 15 条 高等部に入学(第 12 条に規定する編入学, 第 24 条に規定する再入学及び第 26 条に規定する転入学を含む。次項において同じ。)を許可された者は, 校長の定める期日までに, <u>保護者及び保証人</u>とともに作成した誓約書(様式第 6 号)にその者の住民票を添えて, 校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保護者及び保証人に関する届出)</p> <p>第 16 条 前条に該当する者について, <u>保護者</u>又は保証人に変更があつた場合は, すみやかに<u>保護者(保証人)</u>変更届(様式第 8 号)を校長に提出するとともに, あらためて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>2 <u>保護者</u>又は保証人は, 転籍, 転居又は氏名変更をしたときは転籍(転居, 氏名変更)届(様式第 9 号)をすみやかに校長に提出しなければならない。</p> <p>(欠席)</p> <p>第 17 条 児童等が欠席しようとするときは, <u>保護者</u>は, 校長にその旨届け出なければならない。ただし, 寄宿舍又は病院等から通学している者にあつては, それぞれ寄宿舍又は病院等の職員が代つて行なうことができる。</p>

第 18 条 (略)

(留学)

第 18 条の 2 高等部の生徒が、外国の高等学校へ留学しようとする場合は、保護者等と連署の上、校長に留学を願い出ることができる。

2 (略)

3 前項の規定により留学を許可された高等部の生徒は、留学が終了したときは、保護者等と連署の上、校長に留学が終了した旨を届け出なければならない。

第 18 条の 3 (略)

(留学期間の変更)

第 18 条の 4 第 18 条の 2 の規定により留学を許可された高等部の生徒が、留学期間を延長しようとする場合は、保護者等と連署の上、校長に留学期間の延長を願い出ることができる。

2 (略)

3 第 18 条の 2 の規定により留学を許可された高等部の生徒が、留学期間を短縮しようとする場合は、保護者等と連署の上、校長に留学期間の短縮を願い出なければならない。

4 (略)

(休学)

第 19 条 高等部の生徒が、病気その他やむを得ない事由のため引き続き 3 月以上出席することができない場合は、保護者等(やむを得ない場合は、保証人)は、休学願(様式第 11 号)を校長に提出することができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

第 18 条 (略)

(留学)

第 18 条の 2 高等部の生徒が、外国の高等学校へ留学しようとする場合は、保護者と連署の上、校長に留学を願い出ることができる。

2 (略)

3 前項の規定により留学を許可された高等部の生徒は、留学が終了したときは、保護者と連署の上、校長に留学が終了した旨を届け出なければならない。

第 18 条の 3 (略)

(留学期間の変更)

第 18 条の 4 第 18 条の 2 の規定により留学を許可された高等部の生徒が、留学期間を延長しようとする場合は、保護者と連署の上、校長に留学期間の延長を願い出ることができる。

2 (略)

3 第 18 条の 2 の規定により留学を許可された高等部の生徒が、留学期間を短縮しようとする場合は、保護者と連署の上、校長に留学期間の短縮を願い出なければならない。

4 (略)

(休学)

第 19 条 高等部の生徒が、病気その他やむを得ない事由のため引き続き 3 月以上出席することができない場合は、保護者(やむを得ない場合は、保証人)は、休学願(様式第 11 号)を校長に提出することができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

(休学処分の取消し)

第 20 条 前条の規定により休学を許可された生徒が、3月までの間に休学の事由がなくなつた場合は、保護者等(やむを得ない場合は、保証人)は、休学取消願(様式第 12 号)により校長に休学の取消しを願い出ることができる。この場合において、病気による休学は、医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

(休学期間の延長)

第 21 条 休学を許可された生徒が、満 2 年を経てもなお出席できない場合は、保護者等(やむを得ない場合は、保証人)は、休学期間延長願(様式第 13 号)により、休学期間の延長を願い出ることができる。

2 (略)

(復学)

第 22 条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、保護者等(やむを得ない場合は、保証人)は、復学許可願(様式第 14 号)により校長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、病気により休学した生徒が復学しようとするときは、保護者等(やむを得ない場合は、保証人)は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第 23 条 高等部の生徒が退学しようとするときは、保護者等(やむを得ない場合は、保証人)は、退学願(様式第 15 号)により、校長に願い出なければならない。ただし、病気により退学しようとする場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

(休学処分の取消し)

第 20 条 前条の規定により休学を許可された生徒が、3月までの間に休学の事由がなくなつた場合は、保護者(やむを得ない場合は、保証人)は、休学取消願(様式第 12 号)により校長に休学の取消しを願い出ることができる。この場合において、病気による休学は、医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

(休学期間の延長)

第 21 条 休学を許可された生徒が、満 2 年を経てもなお出席できない場合は、保護者(やむを得ない場合は、保証人)は、休学期間延長願(様式第 13 号)により、休学期間の延長を願い出ることができる。

2 (略)

(復学)

第 22 条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、保護者(やむを得ない場合は、保証人)は、復学許可願(様式第 14 号)により校長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、病気により休学した生徒が復学しようとするときは、保護者(やむを得ない場合は、保証人)は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第 23 条 高等部の生徒が退学しようとするときは、保護者(やむを得ない場合は、保証人)は、退学願(様式第 15 号)により、校長に願い出なければならない。ただし、病気により退学しようとする場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 (略)

第24条 (略)

(転学)

第25条 (略)

2 幼稚部の幼児又は高等部の生徒が転学しようとするときは、保護者等(やむを得ない場合は、保証人)は、転学願(様式第17号)により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 (略)

第26条 (略)

(授業料及び入学金)

第27条 (略)

(表彰)

第28条 (略)

(懲戒)

第29条 (略)

(出席停止)

第30条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童等があるときは、その保護者等に対し、当該児童等の出席停止を指示することができる。ただし、高等部の生徒の場合には、直接当該生徒に出席停止を指示することができる。

2 (略)

(寄宿舎)

第31条 (略)

(委任)

第32条 (略)

第24条 (略)

(転学)

第25条 (略)

2 幼稚部の幼児又は高等部の生徒が転学しようとするときは、保護者(やむを得ない場合は、保証人)は、転学願(様式第17号)により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 (略)

第26条 (略)

(授業料及び入学金)

第27条 (略)

(表彰)

第28条 (略)

(懲戒)

第29条 (略)

(出席停止)

第30条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童等があるときは、その保護者に対し、当該児童等の出席停止を指示することができる。ただし、高等部の生徒の場合には、直接当該生徒に出席停止を指示することができる。

2 (略)

(寄宿舎)

第31条 (略)

(委任)

第32条 (略)

茨城県県立特別支援学校学則新旧対象表

改正

様式第5号（第14条第1項）

入 学 願 書		
志 願 部 別 学 科 別	部 科(科)	
志 願 者	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	年 月 日 生
	現 住 所	
	出 身 学 校 (卒 業 年 月 日)	年 月 日 卒 業 ・ 卒 業 見 込
保 護 者 等	現 住 所	
	志 願 者 と の 続 柄	
<p>貴校の上記の部学科に入学させたいので許可くださるようお願いいたします。 したいので</p> <p style="text-align: center;">保護者等氏名印 (本人)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長殿</p>		

現行

様式第5号（第14条第1項）

入 学 願 書		
志 願 部 別 学 科 別	部 科(科)	
志 願 者	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	年 月 日 生
	現 住 所	
	出 身 学 校 (卒 業 年 月 日)	年 月 日 卒 業 ・ 卒 業 見 込
保 護 者	現 住 所	
	志 願 者 と の 続 柄	
<p>貴校の上記の部学科に入学させたいので許可くださるようお願いいたします。 したいので</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名印 (本人)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長殿</p>		

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改 正	現 行
<p>様式第6号(第15条第1項)</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>このたび御校に入学を許可されました上は、学校の規則を守り、生徒としての本分に反しないよう、専心勉強いたします。</p> <p style="text-align: center;">住 所 生徒氏名</p> <p>上記の者が入学を許可されました上は、学校の規則その他の定めを守らせるとともに、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。</p> <p style="text-align: center;">住 所 生徒との続柄(又は関係) <u>保護者等</u>氏名</p> <p>上記の者が入学を許可されました上は、本人が専心勉強することを保証します。 また、<u>保護者等</u>に事故ある場合は、学業に関する手続を<u>保護者等</u>に代わって行います。</p> <p style="text-align: center;">住 所 生徒との続柄(又は関係) 保証人氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 茨城県立 学校長(氏名)殿</p>	<p>様式第6号(第15条第1項)</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>このたび御校に入学を許可されました上は、学校の規則を守り、生徒としての本分に反しないよう、専心勉強いたします。</p> <p style="text-align: center;">住 所 生徒氏名</p> <p>上記の者が入学を許可されました上は、学校の規則その他の定めを守らせるとともに、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。</p> <p style="text-align: center;">住 所 生徒との続柄(又は関係) <u>保護者</u>氏名</p> <p>上記の者が入学を許可されました上は、本人が専心勉強することを保証します。 また、<u>保護者</u>に事故ある場合は、学業に関する手続を<u>保護者</u>に代わって行います。</p> <p style="text-align: center;">住 所 生徒との続柄(又は関係) 保証人氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 茨城県立 学校長(氏名)殿</p>

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改正	現行
<p>様式第8号(第16条第1項)</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者等</u>(保証人)変更届</p> <p style="text-align: right;">部 科 学校 組</p> <p style="text-align: center;">児童等氏名</p> <p>上の者の<u>保護者等</u>(保証人)を次の事由により変更しましたのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">変更の事由</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者等</u>(保証人)</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p>	<p>様式第8号(第16条第1項)</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者</u>(保証人)変更届</p> <p style="text-align: right;">部 科 学校 組</p> <p style="text-align: center;">児童等氏名</p> <p>上の者の<u>保護者</u>(保証人)を次の事由により変更しましたのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">変更の事由</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者</u>(保証人)</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p>

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改正	現行
<p>様式第9号(第16条第2項)</p> <p>転籍(転居, 氏名変更)届</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>上の者について、次のように転籍(転居, 氏名変更)しましたのでお届けします。</p> <p>異動事項</p> <p>部 科 学年 組</p> <p>児童等氏名</p> <p><u>保護者等</u>(保証人)</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p>	<p>様式第9号(第16条第2項)</p> <p>転籍(転居, 氏名変更)届</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>上の者について、次のように転籍(転居, 氏名変更)しましたのでお届けします。</p> <p>異動事項</p> <p>部 科 学年 組</p> <p>児童等氏名</p> <p><u>保護者</u>(保証人)</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p>

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改正	現行
<p>様式第11号(第19条第1項)</p> <p style="text-align: center;">休学願</p> <p style="text-align: right;">部 科 学年 組</p> <p style="text-align: center;">生徒氏名</p> <p>このたび次の事由により休学したいので、許可くださるよう願います。</p> <p>事由</p> <p>休学期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで 日間</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者等氏名</u></p> <p style="text-align: center;">(保証人氏名)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p> <p>注 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。</p>	<p>様式第11号(第19条第1項)</p> <p style="text-align: center;">休学願</p> <p style="text-align: right;">部 科 学年 組</p> <p style="text-align: center;">生徒氏名</p> <p>このたび次の事由により休学したいので、許可くださるよう願います。</p> <p>事由</p> <p>休学期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで 日間</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者氏名</u></p> <p style="text-align: center;">(保証人氏名)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p> <p>注 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。</p>

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改 正	現 行
<p>様式第12号(第20条第1項)</p> <p style="text-align: center;">休学取消願</p> <p style="text-align: right;">部 科 学年 組</p> <p style="text-align: center;">生徒氏名</p> <p>次のとおり休学の事由が消滅しましたので休学の取消しを許可くださるよう願います。</p> <p>事由</p> <p>休学期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者等氏名</u></p> <p style="text-align: center;">(保証人氏名)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p> <p>注 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。</p>	<p>様式第12号(第20条第1項)</p> <p style="text-align: center;">休学取消願</p> <p style="text-align: right;">部 科 学年 組</p> <p style="text-align: center;">生徒氏名</p> <p>次のとおり休学の事由が消滅しましたので休学の取消しを許可くださるよう願います。</p> <p>事由</p> <p>休学期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者氏名</u></p> <p style="text-align: center;">(保証人氏名)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p> <p>注 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。</p>

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改正	現行
<p>様式第13号(第21条第1項)</p> <p>休学期間延長願</p> <p>部 科 学年 組</p> <p>生徒氏名</p> <p>次の事由によりさらに休学したいので許可くださるよう願います。</p> <p>事由</p> <p>延長する休学期間</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p><u>保護者等氏名</u></p> <p>(保証人氏名)</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p> <p>注 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。</p>	<p>様式第13号(第21条第1項)</p> <p>休学期間延長願</p> <p>部 科 学年 組</p> <p>生徒氏名</p> <p>次の事由によりさらに休学したいので許可くださるよう願います。</p> <p>事由</p> <p>延長する休学期間</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p><u>保護者氏名</u></p> <p>(保証人氏名)</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p> <p>注 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。</p>

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改正	現行
<p>様式第14号(第22条)</p> <p style="text-align: center;">復学許可願</p> <p style="text-align: right;">部 科 学年 組</p> <p style="text-align: center;">生徒氏名</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで休学していましたが、このたび復学いたしたいので、許可くださるよう願います。</p> <p>事由</p> <p>復学しようとする年月日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者等氏名</u></p> <p style="text-align: right;">(保証人氏名)</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p> <p>注 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。</p>	<p>様式第14号(第22条)</p> <p style="text-align: center;">復学許可願</p> <p style="text-align: right;">部 科 学年 組</p> <p style="text-align: center;">生徒氏名</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで休学していましたが、このたび復学いたしたいので、許可くださるよう願います。</p> <p>事由</p> <p>復学しようとする年月日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者氏名</u></p> <p style="text-align: right;">(保証人氏名)</p> <p>年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p> <p>注 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。</p>

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改 正	現 行
<p>様式第15号(第23条第1項)</p> <p style="text-align: center;">退学願</p> <p style="text-align: right;">部 科 学年 組</p> <p style="text-align: right;">生徒氏名</p> <p>このたび次の事由により させたいので 許可くださるようお願い 退学 したいので します。</p> <p style="text-align: center;">事由 退学しようとする年月日</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者等住所</u> 氏名 保証人住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">茨城県立 学校長(氏名)殿</p> <p>注 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。</p>	<p>様式第15号(第23条第1項)</p> <p style="text-align: center;">退学願</p> <p style="text-align: right;">部 科 学年 組</p> <p style="text-align: right;">生徒氏名</p> <p>このたび次の事由により させたいので 許可くださるようお願い 退学 したいので します。</p> <p style="text-align: center;">事由 退学しようとする年月日</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者住所</u> 氏名 保証人住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">茨城県立 学校長(氏名)殿</p> <p>注 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。</p>

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表

改 正	現 行
<p>様式第17号(第25条第2項)</p> <p style="text-align: center;">転学願</p> <p style="text-align: right;">部 科 学年 組</p> <p style="text-align: right;">幼児・生徒氏名</p> <p>上の者について、次のように転学させたいので許可のうえ、転学方 お取り計らいくださるよう願います。</p> <p>理由</p> <p>期日</p> <p>転学先</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者等氏名</u></p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">保証人住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p>	<p>様式第17号(第25条第2項)</p> <p style="text-align: center;">転学願</p> <p style="text-align: right;">部 科 学年 組</p> <p style="text-align: right;">幼児・生徒氏名</p> <p>上の者について、次のように転学させたいので許可のうえ、転学方 お取り計らいくださるよう願います。</p> <p>理由</p> <p>期日</p> <p>転学先</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者氏名</u></p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">保証人住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>茨城県立 学校長(氏名)殿</p>

第 42 号議案

茨城県高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 3 年茨城県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 条に定める中学校、第 2 条に定める高等学校及び第 3 条に定める中等教育学校」を「第 1 条に定める中学校、第 2 条に定める高等学校、第 3 条に定める中等教育学校及び第 4 条に定める特別支援学校」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 18 日

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

（提案理由）

令和 4 年度から県立特別支援学校に学校運営協議会を設置するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 1 項の規定に基づき、規則の一部を改正しようとするもの。

茨城県高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第2条 教育委員会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画や保護者等による学校運営の支援・協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び生徒の健全育成に取り組むため、茨城県県立学校設置条例（昭和39年条例第22号）<u>第1条に定める中学校、第2条に定める高等学校、第3条に定める中等教育学校及び第4条に定める特別支援学校</u>に協議会を置くことができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 教育委員会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画や保護者等による学校運営の支援・協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び生徒の健全育成に取り組むため、茨城県県立学校設置条例（昭和39年条例第22号）<u>第1条に定める中学校、第2条に定める高等学校及び第3条に定める中等教育学校</u>に協議会を置くことができる。</p> <p>(以下略)</p>